

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 6 月26日
【事業年度】	第42期(自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
【会社名】	株式会社 みちのく銀行
【英訳名】	THE MICHINOKU BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 高 田 邦 洋
【本店の所在の場所】	青森県青森市勝田一丁目 3 番 1 号
【電話番号】	(017)774局1111番(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画部長 岩 岡 高 徳
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番 5 号 株式会社 みちのく銀行 東京事務所
【電話番号】	(03)3661局8011番
【事務連絡者氏名】	執行役員東京事務所長 福 士 勝 彦
【縦覧に供する場所】	株式会社 みちのく銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番 5 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)	(自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)	(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)	(自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日)
連結経常収益	百万円	44,008	45,266	42,838	43,533	41,676
連結経常利益	百万円	3,792	1,759	2,032	3,890	5,967
連結当期純利益	百万円	2,491	3,313	1,776	3,579	3,725
連結包括利益	百万円	—	1,124	1,680	8,196	4,317
連結純資産額	百万円	74,162	66,547	67,552	74,951	78,680
連結総資産額	百万円	1,866,183	1,935,992	2,027,954	1,979,405	2,042,583
1株当たり純資産額	円	321.85	323.83	330.65	381.98	407.71
1株当たり当期純利益金額	円	16.29	21.08	10.47	23.11	24.27
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	12.94	13.41	6.63	15.72	14.99
自己資本比率	%	3.5	3.4	3.3	3.8	3.8
連結自己資本利益率	%	4.8	5.0	2.7	5.0	4.9
連結株価収益率	倍	12	7	16	9	8
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	34,665	38,747	53,903	4,837	147,803
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	53,657	54,473	37,413	51,613	48,437
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	19,053	8,435	775	887	6,049
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	36,716	121,495	212,040	154,731	357,046
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,504 [884]	1,493 [913]	1,482 [880]	1,289 [955]	1,303 [990]

(注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

- 2 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

- 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第38期	第39期	第40期	第41期	第42期
決算年月		平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月
経常収益	百万円	42,619	44,313	41,957	42,529	40,468
経常利益	百万円	3,014	1,235	1,072	3,052	5,051
当期純利益	百万円	2,042	1,867	1,478	3,161	3,291
資本金	百万円	34,167	34,167	34,167	34,167	34,167
発行済株式総数	千株	普通株式 150,895 A種優先株式 40,000	普通株式 150,895 A種優先株式 40,000	普通株式 150,895 A種優先株式 40,000	普通株式 150,895 A種優先株式 40,000	普通株式 150,895 A種優先株式 40,000
純資産額	百万円	66,537	65,545	66,250	73,230	73,590
総資産額	百万円	1,869,074	1,937,796	2,027,393	1,976,421	2,035,919
預金残高	百万円	1,745,210	1,780,271	1,855,444	1,831,747	1,861,551
貸出金残高	百万円	1,242,176	1,230,817	1,236,967	1,281,237	1,296,319
有価証券残高	百万円	431,684	390,553	372,182	370,056	318,929
1株当たり純資産額	円	325.00	316.85	321.57	369.98	372.09
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式 3.00 (0.00) A種優先株式 4.109 (0.00)	普通株式 3.00 (0.00) A種優先株式 7.66 (0.00)	普通株式 4.00 (0.00) A種優先株式 7.10 (0.00)	普通株式 4.00 (0.00) A種優先株式 7.05 (0.00)	普通株式 4.00 (0.00) A種優先株式 6.55 (0.00)
1株当たり当期純利益金額	円	13.15	10.95	8.37	20.18	21.23
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	10.61	7.56	5.52	13.88	13.25
自己資本比率	%	3.6	3.4	3.3	3.7	3.6
自己資本利益率	%	3.9	2.8	2.2	4.5	4.5
株価収益率	倍	15	14	20	11	10
配当性向	%	22.8	27.4	47.8	19.8	18.8
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,289 [748]	1,312 [832]	1,302 [825]	1,269 [943]	1,286 [978]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
- 3 自己資本比率は、（期末純資産の部合計 - 期末新株予約権）を期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【沿革】

昭和51年10月 1 日	株式会社青和銀行(資本金 8 億円)と株式会社弘前相互銀行(資本金20億円)が合併(合併比率 1 : 1)し、株式会社みちのく銀行と商号変更
昭和53年 9 月18日	青森市に新本店落成
昭和61年 4 月 1 日	みちのく信用保証株式会社設立
昭和62年12月 1 日	東京証券取引所市場第二部に株式上場
平成元年 6 月15日	担保附社債信託業務認可
平成元年 8 月29日	第 1 回無担保転換社債100億円及びスイス・フラン建転換社債 6 千万スイス・フラン発行
平成元年 9 月 1 日	東京証券取引所市場第一部に株式上場
平成 2 年 8 月 1 日	みちのくエムシーカード株式会社設立
平成 2 年 8 月 1 日	みちのくユーシーカード株式会社設立
平成 3 年 2 月 5 日	株式会社みちのくオフィスサービス設立
平成 5 年 9 月14日	海外現地法人「北日本財務(香港)有限公司」を設立
平成 8 年 4 月26日	みちのくキャピタル株式会社設立
平成 8 年 6 月18日	みち銀総合管理株式会社設立
平成10年12月 1 日	証券投資信託の窓口販売業務開始
平成11年 2 月15日	海外現地法人「株式会社みちのく銀行(モスクワ)」を設立
平成13年 4 月 2 日	損害保険商品窓口販売の取扱開始
平成14年10月 1 日	生命保険商品窓口販売の取扱開始
平成15年 7 月21日	当行、肥後銀行(本店 / 熊本県)、山陰合同銀行(本店 / 島根県)の 3 行によるシステム共同化開始
平成16年10月13日	上海駐在員事務所開設
平成17年 4 月 1 日	みちのくユーシーカード株式会社がみちのくカード株式会社を吸収合併(新商号 みちのくカード株式会社)
平成19年 7 月 2 日	証券仲介業務の取扱開始
平成19年 8 月10日	優先出資証券発行のため特別目的会社Michinoku Preferred Capital Cayman Limitedを設立
平成20年 1 月21日	株式会社みちのく銀行(モスクワ)を株式会社みずほコーポレート銀行へ譲渡
平成20年 4 月 1 日	がん保険・医療保険の取扱開始
平成21年 3 月23日	北日本財務(香港)有限公司解散
平成21年 9 月30日	金融機能強化法に基づく優先株200億円発行
平成22年 3 月12日	みちのくキャピタル株式会社清算
平成22年 7 月 1 日	株式会社みちのくサービスセンターを吸収合併
平成22年12月 2 日	みち銀総合管理株式会社清算終了
平成24年 9 月14日	株式会社みちのくオフィスサービス清算終了
平成25年11月18日	共同利用型KeyMan稼働
平成25年12月19日	新株予約権付社債(劣後特約付)70億円発行
平成26年 2 月17日	Michinoku Preferred Capital Cayman Limited清算終了

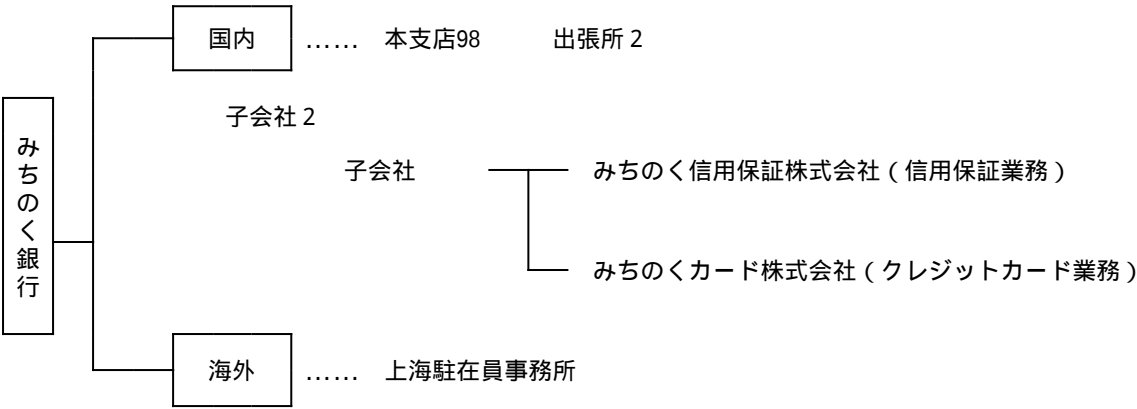
(平成26年 3 月末現在、本支店98、出張所 2、海外駐在員事務所 1)

3 【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行及び子会社 2 社で構成され、預金業務、貸出金業務、為替業務、有価証券投資業務等の銀行業務を中心に、信用保証業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

なお、当行及び当行の関係会社は、報告セグメントは銀行業の単一セグメントであります。

企業集団の事業系統図



(注) Michinoku Preferred Capital Cayman Limitedは、平成26年 2 月17日に清算終了したため連結の範囲から除外しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) みちのく信用保証 株式会社	青森県 青森市	100	信用保証業	100	4 (1)	—	預金取引関係	—	—
みちのくカード 株式会社	青森県 青森市	30	クレジット カード業	99.48	4 (1)	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—

(注) 1 上記関係会社のうち、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

3 Michinoku Preferred Capital Cayman Limitedは、平成26年 2 月17日に清算終了したため連結の範囲から除外しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	1,295 〔979〕	8 〔11〕	1,303 〔990〕

- (注) 1 従業員数は、執行役員10人を含み、嘱託821人及び臨時従業員182人を含んでおりません。
- 2 当行グループは、報告セグメントは銀行業の単一セグメントであります。「その他」にはクレジットカード事業セグメントの従業員数を記載しております。
- 3 嘱託及び臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成26年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,286 〔978〕	40.11	17.3	5,813

- (注) 1 従業員数は、執行役員10人を含み、嘱託814人及び臨時従業員178人を含んでおりません。
- 2 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
- 3 嘱託及び臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
- 4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 5 当行の従業員組合は、みちのく銀行労働組合と称し、組合員数は965人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

世界の金融・経済は、米国経済が回復基調にあり、世界経済の回復をけん引しております。一方、ユーロ圏経済は輸出の持ち直しによりマイナス成長からは脱したものの、ウクライナ情勢不安を背景に先行きの不透明感は払拭できず、世界経済への影響も見極めが必要な状況が続いております。

この間、わが国の経済は、アベノミクスによる積極的な景気刺激策に加え、消費税率引上げに伴う駆け込み需要で景気は底堅さが増したものの、増税後は駆け込み需要の反動で一時的な停滞が予想されます。

当行の主要営業基盤である青森県及び函館地区における地元経済においても、耐久消費財を中心に個人消費が底堅く推移したことで、ゆるやかに持ち直してきておりますが、増税による一時的な消費の減速は不可避であると思われれます。

このような環境のもと、当連結会計年度の経常収益は、有価証券利息配当金や役務取引等収益の増加の一方、貸出金利息の減少、その他業務収益の一時的な反動減等により、前連結会計年度末比18億57百万円減少して416億76百万円となりました。また、経常費用は、有価証券関係損益の改善や退職給付費用の減少などにより、前連結会計年度末比39億34百万円減少して357億9百万円となりました。この結果、経常利益は前連結会計年度末比20億77百万円増加して59億67百万円となりました。

当連結会計年度から、現役役職員の退職給付制度を「確定給付企業年金制度」から「確定拠出年金制度」へ変更しております。この制度変更に伴い一時的に発生する利益を特別利益として計上した結果、当期純利益は前連結会計年度末比1億46百万円増加して37億25百万円となりました。

なお、当行グループは、報告セグメントは銀行業の単一セグメントであり、上記記載は区分を行わず記載しております。

・キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの状況は、預貸金を中心とする営業活動において前連結会計年度比1,526億円収入増加の1,478億円の収入、有価証券の取引を中心とする投資活動において前連結会計年度比1,000億円収入増加の484億円の収入となりました。また財務活動において新株予約権付社債の発行等により前連結会計年度比68億円収入増加の60億円の収入となりました。この結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末比2,023億円増加して3,570億円となりました。

(1) 国内・国際別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、26,814百万円、役務取引等収支は3,680百万円、その他業務収支は 2,782百万円となりました。このうち、「国内業務部門」の資金運用収支は26,863百万円、役務取引等収支は3,680百万円、その他業務収支は 2,839百万円となりました。

また、「国際業務部門」の資金運用収支は281百万円、役務取引等収支は5百万円、その他業務収支は56百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	27,746	266	305	27,707
	当連結会計年度	26,863	281	330	26,814
うち資金運用収益	前連結会計年度	30,066	268	310	30,024
	当連結会計年度	29,098	282	334	29,046
うち資金調達費用	前連結会計年度	2,320	2	4	2,317
	当連結会計年度	2,234	1	4	2,232
役務取引等収支	前連結会計年度	3,535	8	115	3,427
	当連結会計年度	3,680	5	5	3,680
うち役務取引等収益	前連結会計年度	6,778	17	553	6,241
	当連結会計年度	6,750	14	316	6,447
うち役務取引等費用	前連結会計年度	3,242	9	438	2,813
	当連結会計年度	3,069	9	310	2,767
その他業務収支	前連結会計年度	2,165	45	—	2,119
	当連結会計年度	2,839	56	—	2,782
うちその他業務収益	前連結会計年度	5,519	53	—	5,572
	当連結会計年度	2,895	56	—	2,951
うちその他業務費用	前連結会計年度	7,685	7	—	7,692
	当連結会計年度	5,734	—	—	5,734

- (注) 1 国内業務部門とは当行及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）の円建取引であります。
- 2 国際業務部門とは当行の外貨建取引及び海外に本店を有する海外連結子会社（以下「海外連結子会社」という。）ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
- 3 資金調達費用は、金銭の信託見合費用（前連結会計年度23百万円、当連結会計年度23百万円）を控除して表示しております。
- 4 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(2) 国内・国際別資金運用 / 調達の状況

当連結会計年度の資金運用勘定におきましては、平均残高は1,953,846百万円、資金運用利息は29,046百万円、資金運用利回りは1.48%となりました。うち、「国内業務部門」の平均残高1,945,182百万円、資金運用利息は29,098百万円、資金運用利回りは1.49%となりました。また、「国際業務部門」の平均残高は17,042百万円、資金運用利息は282百万円、資金運用利回りは1.65%となりました。

当連結会計年度の資金調達勘定におきましては、平均残高は1,913,425百万円、資金調達利息は2,232百万円、資金調達利回りは0.11%となりました。このうち、「国内業務部門」の平均残高は1,900,690百万円、資金調達利息は2,234百万円、資金調達利回りは0.11%となりました。また、「国際業務部門」の平均残高は17,098百万円、資金調達利息は1百万円、資金調達利回りは0.00%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	1,903,387	30,066	1.57
	当連結会計年度	1,945,182	29,098	1.49
うち貸出金	前連結会計年度	1,204,418	23,498	1.95
	当連結会計年度	1,246,425	22,286	1.78
うち商品有価証券	前連結会計年度	60	0	0.80
	当連結会計年度	34	0	0.48
うち有価証券	前連結会計年度	437,308	6,285	1.43
	当連結会計年度	419,664	6,544	1.55
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	112,438	118	0.10
	当連結会計年度	30,808	32	0.10
うち預け金	前連結会計年度	133,152	138	0.10
	当連結会計年度	230,718	220	0.09
資金調達勘定	前連結会計年度	1,852,595	2,320	0.12
	当連結会計年度	1,900,690	2,234	0.11
うち預金	前連結会計年度	1,835,085	1,929	0.10
	当連結会計年度	1,853,163	1,812	0.09
うち譲渡性預金	前連結会計年度	17,608	9	0.05
	当連結会計年度	47,325	40	0.08
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	246	0	0.12
	当連結会計年度	246	0	0.12
うち借入金	前連結会計年度	3,557	36	1.01
	当連結会計年度	2,960	34	1.15

- (注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。
- 2 資金調達勘定の利息は、金銭の信託見合費用（前連結会計年度23百万円、当連結会計年度23百万円）を控除して表示しております。
- 3 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	14,809	268	1.81
	当連結会計年度	17,042	282	1.65
うち貸出金	前連結会計年度	621	8	1.35
	当連結会計年度	585	6	1.11
うち商品有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	11,090	253	2.28
	当連結会計年度	13,557	271	2.00
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	1,992	6	0.30
	当連結会計年度	1,729	4	0.23
うち預け金	前連結会計年度	23	0	0.02
	当連結会計年度	21	0	0.01
資金調達勘定	前連結会計年度	14,682	2	0.01
	当連結会計年度	17,098	1	0.00
うち預金	前連結会計年度	2,717	2	0.08
	当連結会計年度	2,564	1	0.05
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

(注) 1 海外子会社の平均残高は、月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 国際業務部門とは当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り(%)
		小計	相殺消去額 ()	合計	小計	相殺消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	1,918,197	8,701	1,909,495	30,335	310	30,024	1.57
	当連結会計年度	1,962,224	8,378	1,953,846	29,380	334	29,046	1.48
うち貸出金	前連結会計年度	1,205,040	659	1,204,380	23,506	3	23,502	1.95
	当連結会計年度	1,247,010	576	1,246,434	22,292	3	22,289	1.78
うち商品 有価証券	前連結会計年度	60	—	60	0	—	0	0.80
	当連結会計年度	34	—	34	0	—	0	0.48
うち有価証券	前連結会計年度	448,399	4,027	444,371	6,538	305	6,232	1.40
	当連結会計年度	433,221	4,014	429,207	6,816	330	6,485	1.51
うちコール ローン及び 買入手形	前連結会計年度	114,430	—	114,430	124	—	124	0.10
	当連結会計年度	32,537	—	32,537	36	—	36	0.11
うち預け金	前連結会計年度	133,176	4,014	129,161	138	1	137	0.10
	当連結会計年度	230,739	3,787	226,951	220	0	219	0.09
資金調達勘定	前連結会計年度	1,867,277	4,701	1,862,575	2,322	4	2,317	0.12
	当連結会計年度	1,917,788	4,363	1,913,425	2,236	4	2,232	0.11
うち預金	前連結会計年度	1,837,803	3,375	1,834,427	1,932	1	1,930	0.10
	当連結会計年度	1,855,727	1,320	1,854,407	1,813	0	1,812	0.09
うち譲渡性預金	前連結会計年度	17,608	2,000	15,608	9	0	9	0.05
	当連結会計年度	47,325	2,466	44,858	40	0	40	0.09
うちコール マネー及び 売渡手形	前連結会計年度	246	—	246	0	—	0	0.12
	当連結会計年度	246	—	246	0	—	0	0.12
うち借入金	前連結会計年度	3,557	659	2,898	36	3	32	1.11
	当連結会計年度	2,960	576	2,383	34	3	30	1.29

- (注) 1 平均残高の相殺消去額は、親子会社間の債権・債務の相殺消去額を記載しております。なお、有価証券については、投資と資本の相殺消去額も含めて記載しております。
- 2 資金調達勘定の利息は、金銭の信託見合費用（前連結会計年度23百万円、当連結会計年度23百万円）を控除して表示しております。
- 3 利息の相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(3) 国内・国際別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は6,447百万円になりました。このうち、「国内業務部門」の役務取引等収益は6,750百万円、「国際業務部門」の役務取引等収益は14百万円となりました。

当連結会計年度の役務取引等費用は2,767百万円になりました。このうち、「国内業務部門」の役務取引等費用は3,069百万円、「国際業務部門」の役務取引等費用は9百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	6,778	17	553	6,241
	当連結会計年度	6,750	14	316	6,447
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,210	—	—	1,210
	当連結会計年度	1,247	—	—	1,247
うち為替業務	前連結会計年度	1,690	16	0	1,705
	当連結会計年度	1,661	13	0	1,674
うち証券関連業務	前連結会計年度	25	—	—	25
	当連結会計年度	33	—	—	33
うち代理業務	前連結会計年度	940	—	—	940
	当連結会計年度	872	—	—	872
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	64	—	—	64
	当連結会計年度	61	—	—	61
うち保証業務	前連結会計年度	1,053	—	437	615
	当連結会計年度	867	—	310	556
役務取引等費用	前連結会計年度	3,242	9	438	2,813
	当連結会計年度	3,069	9	310	2,767
うち為替業務	前連結会計年度	339	8	—	348
	当連結会計年度	338	8	—	346

- (注) 1 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。
 2 国際業務部門とは当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
 3 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(4) 国内・国際別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	1,829,020	2,726	1,603	1,830,144
	当連結会計年度	1,859,222	2,329	950	1,860,600
うち流動性預金	前連結会計年度	863,684	—	580	863,103
	当連結会計年度	896,510	—	450	896,059
うち定期性預金	前連結会計年度	952,512	—	1,000	951,512
	当連結会計年度	942,562	—	500	942,062
うちその他	前連結会計年度	12,824	2,726	22	15,528
	当連結会計年度	20,148	2,329	—	22,478
譲渡性預金	前連結会計年度	31,434	—	2,000	29,434
	当連結会計年度	40,303	—	3,100	37,203
総合計	前連結会計年度	1,860,455	2,726	3,603	1,859,578
	当連結会計年度	1,899,525	2,329	4,050	1,897,803

- (注) 1 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。
- 2 国際業務部門とは、当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
- 3 相殺消去額は、親子会社間の預金取引の相殺消去額を記載しております。

(5) 国内・国際別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金 額(百万円)	構成比(%)	金 額(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,281,613	100.00	1,296,503	100.00
製造業	76,724	5.98	84,716	6.53
農業、林業	13,162	1.02	12,229	0.94
漁業	993	0.07	970	0.07
鉱業、採石業、砂利採取業	1,345	0.10	1,387	0.10
建設業	53,443	4.16	52,040	4.01
電気・ガス・熱供給・水道業	22,204	1.73	23,167	1.78
情報通信業	7,088	0.55	8,415	0.64
運輸業、郵便業	34,697	2.70	36,008	2.77
卸売業、小売業	118,583	9.25	117,333	9.04
金融業、保険業	57,646	4.49	58,269	4.49
不動産業、物品賃貸業	164,041	12.79	166,229	12.82
学術研究・専門・技術サービス業	3,292	0.25	3,186	0.24
宿泊業	8,852	0.69	8,311	0.64
飲食業	7,715	0.60	7,639	0.58
生活関連サービス業・娯楽業	7,051	0.55	6,875	0.53
教育・学習支援業	3,006	0.23	2,882	0.22
医療・福祉	63,994	4.99	68,730	5.30
その他のサービス	36,368	2.83	38,446	2.96
国・地方公共団体	225,555	17.59	209,218	16.13
その他	375,842	29.32	390,444	30.11
国際業務部門	558	100.00	590	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	558	100.00	590	100.00
合計	1,282,171	—	1,297,094	—

(注) 国内業務部門は当行及び国内連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(6) 国内・国際別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	276,188	—	—	276,188
	当連結会計年度	198,777	—	—	198,777
地方債	前連結会計年度	1,327	—	—	1,327
	当連結会計年度	843	—	—	843
社債	前連結会計年度	55,881	—	—	55,881
	当連結会計年度	49,031	—	—	49,031
株式	前連結会計年度	14,747	—	4,007	10,739
	当連結会計年度	14,255	—	4,007	10,247
その他の証券	前連結会計年度	15,186	12,727	10	27,904
	当連結会計年度	42,361	19,661	—	62,023
合計	前連結会計年度	363,331	12,727	4,017	372,041
	当連結会計年度	305,269	19,661	4,007	320,923

- (注) 1 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。
- 2 国際業務部門とは当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
- 3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
- 4 親子会社間の資本取引については、全て相殺消去しております。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益状況(単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	27,788	26,607	1,181
経費(除く臨時処理分)	23,331	23,572	241
人件費	11,853	11,858	5
物件費	10,322	10,492	170
税金	1,155	1,221	66
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	4,456	3,034	1,422
一般貸倒引当金繰入額	2,246	—	2,246
業務純益	6,703	3,034	3,669
うち債券関係損益	4,254	2,844	1,410
臨時損益	3,651	2,017	5,668
株式等関係損益	168	142	310
不良債権処理額	2,335	1,742	4,077
うち貸出金償却	1	2	1
うち個別貸倒引当金繰入額	2,283	—	2,283
うち貸倒引当金戻入益	—	1,662	1,662
うち償却債権取立益	104	120	16
その他臨時損益	1,483	416	1,899
経常利益	3,052	5,051	1,999
特別損益	10	718	728
うち固定資産処分損益	135	246	111
うち退職給付制度改定益	—	974	974
うち移転補償金	168	72	96
うち減損損失	43	81	38
税引前当期純利益	3,041	5,770	2,729
法人税、住民税及び事業税	16	111	95
法人税等調整額	103	2,589	2,692
法人税等合計	120	2,478	2,598
当期純利益	3,161	3,291	130

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却 + 金融派生商品損益(債券関係)

6 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
給料・手当	11,181	11,608	427
退職給付費用	1,425	45	1,380
福利厚生費	108	97	11
減価償却費	1,542	2,145	603
土地建物機械賃借料	1,033	952	81
営繕費	79	78	1
消耗品費	403	508	105
給水光熱費	239	255	16
旅費	115	96	19
通信費	518	545	27
広告宣伝費	244	262	18
租税公課	1,155	1,221	66
その他	6,036	5,549	487
計	24,085	23,367	718

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前事業年度 (%)(A)	当事業年度 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.58	1.49	0.09
(イ)貸出金利回	1.93	1.77	0.16
(ロ)有価証券利回	1.45	1.58	0.13
(2) 資金調達原価	1.37	1.34	0.03
(イ)預金等利回	0.10	0.09	0.01
(ロ)外部負債利回	1.03	1.18	0.15
(3) 総資金利鞘 -	0.21	0.14	0.07

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前事業年度 (%)(A)	当事業年度 (%)(B)	増減(%) (B)-(A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	6.40	4.14	2.26
業務純益ベース	9.62	4.14	5.48
当期純利益ベース	4.54	4.49	0.05

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
預金(末残)	1,831,747	1,861,551	29,804
預金(平残)	1,837,803	1,855,727	17,924
貸出金(末残)	1,281,237	1,296,319	15,082
貸出金(平残)	1,203,376	1,245,612	42,236

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
個人	1,426,141	1,452,671	26,530
法人	335,052	336,527	1,475
公金	67,438	63,569	3,896
金融機関	3,114	8,783	5,669
計	1,831,747	1,861,551	29,804

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
住宅ローン残高	337,207	350,413	13,206
その他ローン残高	57,372	59,156	1,784
計	394,580	409,569	14,989

(4) 中小企業等貸出金

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	848,781	860,176	11,395
総貸出金残高	百万円	1,281,237	1,296,319	15,082
中小企業等貸出金比率	/ %	66.24	66.35	0.11
中小企業等貸出先件数	件	120,496	120,783	287
総貸出先件数	件	120,803	121,095	292
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.74	99.74	—

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分が含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金 3 億円(ただし、卸売業は 1 億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は 5 千万円)以下の会社又は常用する従業員が 300 人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は 100 人、小売業、飲食業は 50 人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	1	8	—	—
保証	1,034	9,427	911	8,840
計	1,035	9,435	911	8,840

6 内国為替の状況(単体)

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数(千口)	金額(百万円)	口数(千口)	金額(百万円)
送金為替	各地へ向けた分	4,233	4,396,928	4,342	4,443,243
	各地より受けた分	6,199	3,739,701	6,249	3,908,297
代金取立	各地へ向けた分	23	13,105	22	13,293
	各地より受けた分	34	28,186	32	26,003

7 外国為替の状況(単体)

区分		前事業年度	当事業年度
		金額(百万米ドル)	金額(百万米ドル)
仕向為替	売渡為替	41	34
	買入為替	12	17
被仕向為替	支払為替	44	28
	取立為替	0	0
計		99	80

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては、標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

	平成26年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	11.35
2. 連結における自己資本の額	103,738
3. リスク・アセットの額	913,441
4. 連結総所要自己資本額	36,537

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

	平成26年3月31日
1. 自己資本比率(2/3)	11.13
2. 単体における自己資本の額	100,764
3. リスク・アセットの額	905,296
4. 単体総所要自己資本額	36,211

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。))について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成25年3月31日	平成26年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	89	90
危険債権	227	176
要管理債権	50	49
正常債権	12,616	12,825

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

平成27年3月期は、第三次中期経営計画(3年計画)の最終年度となります。第三次中期経営計画において「全員営業態勢の確立」に向け定めた「融資業務革新」・「窓口業務革新」・「個人営業業務革新」・「エリア営業体制」の4つの重点戦略を着実に実行することで、営業推進・管理体制を充実させ、全役職員一丸となって、お客さまの利便性向上と満足度の高いサービスの提供に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 信用リスク

当行の主要業務である貸出業務をはじめとする資金運用業務については、相手先の業況悪化等により元利金の回収が出来なくなる信用リスクが存在いたします。国内外の景気動向、融資先の経営状況、不動産価格の変動等その他予期せざる要因が発生した場合には、当行の不良債権及び与信費用が想定以上に増加し、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(2) 市場リスク

当行では、貸出業務に次ぐ資金運用業務として、債券、株式等の有価証券投資を行っておりますが、これらについては、金利、価格、為替の変動にともなって損失が発生する市場リスクが存在いたします。今後、市場金利が大幅に変動した場合や株式市況全般が大幅に下落した場合には、保有している有価証券に減損及び評価損等が発生し、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(3) 流動性リスク

市場環境の変化や当行の信用状況が悪化した場合等には、必要な資金が確保できなくなったり、資金の確保にあたって通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされた場合、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。

また、市場の混乱等により、市場において取引ができないことや通常より不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る可能性があります。

(4) 事務リスク

当行は、事務リスクの回避に向けて事務管理体制の強化に取り組んでおりますが、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こした場合には、経済的損失や信用失墜等を被る可能性があります。

(5) システムリスク

当行は、コンピュータシステムの安定稼働に最善を尽くし、障害発生防止に万全を期しておりますが、災害等によるものも含め、コンピュータシステムの停止または誤作動等によるシステム障害が発生した場合には、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法務リスク

当行は、各種法令や行内規程等の絶対的遵守に関する適切な管理を基本方針と定め、健全な経営及び業務運営に努めておりますが、銀行経営及び業務運営全般における法令遵守が軽視された場合、各種法令・規則等に基づく処分等を受けることになるほか、当行に対する訴訟等が提起された場合、経済的損失や信用失墜等を被る可能性があります。

(7) 情報漏洩リスク

当行は、顧客情報の管理について、万全を期しておりますが、これらの情報が漏洩、紛失等した場合、当行の信用失墜等から当行の業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 風評リスク

当行は、風評が流布された場合、当行の信頼度が損なわれ、評判が悪化することにより、経済的損失や信用失墜等から当行の業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 防災・防犯リスク

地震などの災害、犯罪といった非常事態の発生により、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 人的リスク

当行の人事運営上の不公平・不公正・差別的行為により、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 自己資本比率が悪化するリスク

当行は、自己資本比率について「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（金融庁告示第19号）に定められる国内基準の4%以上を維持することが求められています。

当行の自己資本比率が上記の基準を下回った場合、金融庁長官から早期是正措置の対象として業務の一部停止等

の命令を受けるおそれがあります。なお、自己資本比率に悪影響を及ぼすものとして、以下の例が挙げられます。

(イ)貸倒引当金等の与信費用の増加

(ロ)金利や株式市況の変化による保有有価証券の価格下落、減損の発生

(12) 繰延税金資産に係るリスク

当行は、将来における課税所得の見積り等により繰延税金資産を計上しておりますが、見積りの前提となる将来課税所得等の変動により、繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断された場合には、当行の繰延税金資産が減額され、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 公的資金に伴うリスク

当行は、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づき、公的資金による資本増強を行っており、これに伴い「経営強化計画」を金融庁に提出しております。

当行では、同計画の達成に向けて高い収益力と安定した経営基盤の確立に全力で取り組んでおりますが、公的資金を返済するまでの間に、その履行状況が不十分な場合には、当局より業務改善命令等の措置を受ける可能性があります。

(14) その他のリスク

外部格付機関により当行の格付けが引き下げられた場合のリスク、年金資産の運用利回り低下等による退職給付債務に係るリスク等により当行の業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

主要勘定の状況

預金に譲渡性預金を含めた総預金残高は、個人のお客さまの預金残高が増加したことなどにより、前連結会計年度末比383億円増加して1兆8,978億円となりました。貸出金残高は住宅ローンを中心に個人ローンが増加したことにより前連結会計年度末比149億円増加して1兆2,970億円となりました。有価証券残高は、市場動向や投資環境を勘案し、適切なリスクコントロールを意識した運用を行った結果、前連結会計年度末比511億円減少して3,209億円となりました。

〔連結ベースの主要勘定の状況〕

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B) - (A)
資産の部合計	19,794	20,425	631
うち 有価証券	3,720	3,209	511
うち 貸出金	12,821	12,970	149
負債の部合計	19,044	19,639	595
うち 総預金	18,595	18,978	383
純資産の部合計	749	786	37

〔連結ベースのリスク管理債権〕

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B) - (A)
破綻先債権額	16	34	18
延滞債権額	306	234	72
3ヶ月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	71	67	4
合計	393	336	57

(参考) 貸倒引当金	198	170	28
------------	-----	-----	----

〔連結ベースのその他有価証券評価差額〕

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B) - (A)
その他有価証券	41	23	18
株式	15	18	3
債券	8	0	8
その他	17	5	12

(2) 経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

経営成績の状況

(イ) 連結粗利益

連結粗利益につきましては、有価証券利息配当金や役務取引等利益の増加の一方、貸出金利息の減少、その他業務利益の一時的な反動減等により前連結会計年度比13億3百万円減少して276億88百万円となりました。

(ロ) 営業経費

営業経費につきましては、退職給付費用の減少等により、前連結会計年度比7億48百万円減少して239億33百万円となりました。

(ハ) 貸倒償却引当額

貸倒償却引当額につきましては、地元経済はゆるやかに持ち直してきているほか、債務者への経営支援活動の効果等もあり、前連結会計年度比19億99百万円減少して21億16百万円となりました。

(ニ) 経常利益及び当期純利益

これらにより、経常利益は前連結会計年度比20億77百万円増加して59億67百万円となりました。また、当期純利益は前連結会計年度比1億46百万円増加して37億25百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況については、「１．業績等の概要」に記載のとおりであります。

連結損益状況（連結損益計算書ベース）

	前連結会計年度(A) (百万円)	当連結会計年度(B) (百万円)	増減(B)-(A) (百万円)
連結粗利益	28,991	27,688	1,303
資金利益	27,683	26,791	892
役務取引等利益	3,427	3,680	253
その他業務利益	2,119	2,782	663
営業経費	24,681	23,933	748
貸倒償却引当額	117	2,116	1,999
うち貸倒引当金戻入益	190	2,055	1,865
うち償却債権取立益	104	120	16
株式等関係損益	168	142	310
その他	706	238	944
経常利益	3,890	5,967	2,077
特別損益	10	718	728
税金等調整前当期純利益	3,879	6,685	2,806
法人税、住民税及び事業税	265	142	123
法人税等調整額	33	2,817	2,784
法人税等合計	298	2,959	2,661
少数株主損益調整前当期純利益	3,580	3,725	145
少数株主利益	0	0	—
当期純利益	3,579	3,725	146

(注) 連結粗利益 = (資金運用収益 - 資金調達費用) + (役務取引等収益 - 役務取引等費用) + (その他業務収益 - その他業務費用)

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当行では、第三次中期経営計画において「全員営業態勢の確立」に向け定めた「融資業務革新」・「窓口業務革新」・「個人営業業務革新」・「エリア営業体制」の4つの重点戦略を着実に実行するため、共同利用型Keymanの導入をはじめ、営業店システム・事務機器等の更新及び営業店の統廃合による店舗等の新設・建替等を行いました。

その結果、当連結会計年度の設備投資総額は、57億82百万円となりました。

なお、営業上重要な影響を及ぼすような設備の売却、滅失はありません。

また、当行グループは、報告セグメントが銀行業の単一セグメントであり、上記設備投資の概要は区分を行わず記載しております。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

平成26年3月31日現在

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメン トの 名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積(㎡)	帳簿価格(百万円)					
当行	—	本店他 81か店	青森県	銀行業	店舗	90,204.43 (19,292.10)	5,178	2,915	3,476	900	12,470	1,077
	—	函館支店 他 7か店	北海道	銀行業	店舗	11,250.18 (1,535.81)	931	180	303	7	1,422	99
	—	盛岡支店 他 3か店	岩手県	銀行業	店舗	2,350.92 (260.00)	88	32	110	—	231	31
	—	秋田支店 他 3か店	秋田県	銀行業	店舗	2,441.57 (78.00)	93	12	90	—	196	26
	—	仙台支店	宮城県	銀行業	店舗	—	—	7	27	—	34	10
	—	東京支店	東京都	銀行業	店舗	—	—	26	47	—	74	16
	—	上海事務所	海外	銀行業	事務所	—	—	1	6	—	7	2
	—	事務 センター	青森県 他	銀行業	事務 センター	5,018.22	575	250	406	—	1,232	25
	—	研修会館	青森県	銀行業	研修会館	4,953.56 (386.30)	164	420	67	—	651	—
	—	社宅	青森県 他	銀行業	社宅・倉 庫他施設	118,705.53	493	89	4	—	588	—
	—	計	—	—	234,924.41 (21,552.21)	7,523	3,937	4,540	907	16,909	1,286	

- (注) 1 土地の面積欄の()内は借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め391百万円であります。
- 2 動産は、事務機械4,101百万円、その他438百万円であります。
- 3 当行の店舗外現金自動設備210か所、海外駐在員事務所1か所は上記に含めて記載しております。
- 4 上記の他、リース契約(賃貸借処理)による主な賃借設備は次のとおりであります。

	会社名	店舗名その他	所在地	セグメント の名称	設備の内容	従業員数(人)	年間リース料 (百万円)
当行	—	本店ほか	青森県ほか	銀行業	自動車等	—	157

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である、重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

なお、当行グループは、報告セグメントが銀行業の単一セグメントであり、下記は区分を行わず記載しております。

(1) 新設・改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額(百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
						総額	既支払額			
当行	沖館支店	青森県	新築 移転	銀行業	店舗等	263	147	自己資金	平成25年11月	平成26年6月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 売却

該当ございません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
A種優先株式	300,000,000
計	600,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	150,895,263	同左	東京証券取引所 市場第一部	(注)1
A種優先株式	40,000,000	同左	非上場	(注)2
計	190,895,263	同左	—	—

(注)1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式(単元株式数1,000株)であります。

2. 無議決権株式(単元株式数1,000株)であります。また、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。なお、A種優先株式は法令の定めにより一定の場合を除き議決権を行使することができない無議決権株式であります。

(1) A種優先配当金

当銀行は、定款第42条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める配当年率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)(以下、「A種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して下記(5)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) A種優先配当年率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当年率

$$\text{A種優先配当年率} = \text{初年度A種優先配当金} \div \text{A種優先株式1株当たりの払込金額相当額}$$
(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において「初年度A種優先配当金」とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める日本円TIBOR(12ヶ月物)(ただし、A種優先株式の発行決議日をA種優先配当年率決定日として算出する。)に0.95%を加えた割合(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位

を四捨五入する。)を乗じて得られる数に、払込期日より平成22年3月31日までの実日数である183を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。)とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率

A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(12ヶ月物) + 0.95%

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)(以下「A種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、A種優先配当年率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A種優先中間配当金

当銀行は、定款第43条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払う。

(6) 残余財産

残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、

その額を控除した額)の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

A種優先株主は、下記に定める取得を請求することのできる期間中、当銀行に対し、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本(8)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

取得を請求することのできる期間

平成29年4月1日から平成36年9月30日まで(以下「取得請求期間」という。)とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記ないしに定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所(当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所)における当銀行の普通株式の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

A種優先株式の発行決議日から(当日を含まない。)の5連続取引日(ただし、終値のない日を除く。)における終値の平均値の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)を「下限取得価額」という(ただし、下記による調整を受ける。)

取得価額の調整

イ. A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(i) 取得価額調整式に使用する時価(下記ハ.に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その

他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記八.(iv)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

ハ. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本 に準じて調整する。

(ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

() 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。

ニ. 上記イ.(iii)ないし(v)および上記ハ.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額（下記(10) に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記（8） に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 においては、上記（6） に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成25年12月4日の取締役会において決議された新株予約権付社債

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	7,000	7,000

新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	32,710,280（注）1	32,710,280（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	214	214
新株予約権の行使期間	平成26年2月3日から 平成31年1月29日まで	平成26年2月3日から 平成31年1月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 214円 資本組入額 107円	発行価格 214円 資本組入額 107円
新株予約権の行使の条件	（注）2	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第254条第2項本文及び 第3項本文の定めにより新 株予約権又は社債の一方のみ を譲渡することはできない。	会社法第254条第2項本文及び 第3項本文の定めにより新 株予約権又は社債の一方のみ を譲渡することはできない。
代用払込に関する事項	（注）3	（注）3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	（注）4
新株予約権付社債の残高（百万円）	7,000	7,000

（注） 1．本新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、その行使請求により当行が交付する当行普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- 2．当行が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部については、行使することができない。
- 3．各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
- 4．当行が組織再編成行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継

当行は、当行が組織再編成行為を行う場合（ただし、承継会社等の普通株式が当行の株主に交付される場合に限る。）は、本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、下記に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付するものとする。この場合、当該組織再編成行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。）、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。

(1) 承継新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 承継新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(3) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記「(4) 承継新株予約権が付された承継社債の転換価額」に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 承継新株予約権が付された承継社債の転換価額

承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編成行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。

(5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。

(6) 承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編成行為の効力発生日（当行が行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編成行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から、前記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとする。

(7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) その他の承継新株予約権の行使の条件

当行が承継社債を買入れ、承継社債を消却した場合には、当該承継社債に係る承継新株予約権を行使することはできない。各承継新株予約権の一部については、行使することができない。

(9) 承継新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

平成22年6月24日の取締役会において決議された株式報酬型ストック・オプション

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	252(注)1	236(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	252,000(注)2	236,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年7月10日から 平成47年7月9日まで	平成22年7月10日から 平成47年7月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 174円 資本組入額 87円	発行価格 174円 資本組入額 87円
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当行取締役会の 承認を要することとする。	譲渡による新株予約権の取得 については、当行取締役会の 承認を要することとする。
代用払込に関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

平成23年 6 月23日の取締役会において決議された株式報酬型ストック・オプション

	事業年度末現在 (平成26年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	400(注) 1	379(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400,000(注) 2	379,000(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成23年 7 月 9 日から 平成48年 7 月 8 日まで	平成23年 7 月 9 日から 平成48年 7 月 8 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 143円 資本組入額 72円	発行価格 143円 資本組入額 72円
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当行取締役会の 承認を要することとする。	譲渡による新株予約権の取得 については、当行取締役会の 承認を要することとする。
代用払込に関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4

平成24年 6 月26日の取締役会において決議された株式報酬型ストック・オプション

	事業年度末現在 (平成26年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	424(注) 1	403(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	424,000(注) 2	403,000(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成24年 7 月12日から 平成49年 7 月11日まで	平成24年 7 月12日から 平成49年 7 月11日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 142円 資本組入額 71円	発行価格 142円 資本組入額 71円
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当行取締役会の 承認を要することとする。	譲渡による新株予約権の取得 については、当行取締役会の 承認を要することとする。
代用払込に関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4

平成25年 6 月25日の取締役会において決議された株式報酬型ストック・オプション

	事業年度末現在 (平成26年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	529(注) 1	509(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	529,000(注) 2	509,000(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成25年 7 月11日から 平成50年 7 月10日まで	平成25年 7 月11日から 平成50年 7 月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 183円 資本組入額 92円	発行価格 183円 資本組入額 92円
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当行取締役会の 承認を要することとする。	譲渡による新株予約権の取得 については、当行取締役会の 承認を要することとする。
代用払込に関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数 1,000株

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

- (1) 上記は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。
- (2) 募集新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各募集新株予約権の目的の数(以下「付与株式数」という。)は1,000株とする。
- (3) 募集新株予約権の割当日後、当行が当行普通株式の株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は募集新株予約権のうち、当該時点で行使されていない募集新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式の分割・株式の併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とするときは、当行は取締役会において必要と認める付与株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当行の取締役(非常勤取締役を除く)及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者が、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間に取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合は、割り当てられた新株予約権の個数に、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間における在任月数(1ヶ月未満は1ヶ月とする。)を乗じ、さらに12で除した個数まで行使できるものとする。ただし、行使できる新株予約権の口数については、1 個未満の端数は行使できる個数に切り上げる。
- (3) 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する募集新株予約権の割当契約に違反した場合、又は在任中の故意・過失により当行に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当行取締役会が認めた場合、当行取締役会は新株予約権の権利の全部又は一部を行使させないことを決議し、新株予約権者はその決議に基づき、別途何らかの意思表示をすることなく当然に募集新株予約権の権利を放棄するものとする。
- (4) 新株予約権者は、割り当てられた募集新株予約権の全部を一括して行使するものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る）、又は株式交換または株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編成行為において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年 6月25日(注1)	—	150,895	—	24,167	10,607	9,167
平成21年 9月30日(注2)	40,000	190,895	10,000	34,167	10,000	19,167

(注) 1 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

2 第三者割当(A種優先株式)

発行株数 40,000千株

発行価格 500円

資本組入額 250円

割当先 株式会社整理回収機構

(6) 【所有者別状況】

普通株式

平成26年 3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	53	27	904	74	3	12,280	13,341	—
所有株式数 (単元)	—	58,156	3,218	27,005	6,245	4	54,721	149,349	1,546,263
所有株式数 の割合(%)	—	38.93	2.15	18.08	4.18	0.00	36.63	100.00	—

(注) 自己株式8,200,471株は「個人その他」に8,200単元、「単元未満株式の状況」に471株含まれております。

A種優先株式

平成26年 3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	40,000	—	—	—	—	—	40,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	40,000	20.95
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	11,985	6.27
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	6,174	3.23
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,451	2.85
みちのく銀行行員持株会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	4,325	2.26
資産管理サービス信託銀行株式 会社(金銭信託課税口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	3,936	2.06
みちのく銀行共済会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	2,470	1.29
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	2,304	1.20
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	2,291	1.20
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	2,000	1.04
計	—	80,938	42.39

- (注) 1 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
- 2 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
- 3 大株主は、平成26年3月31日現在の株主名簿に基づくものであります。
- 4 当行は、自己株式8,200千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合4.29%)を保有しておりますが上記記載には含めておりません。
- 5 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
- | | |
|----------------------------|----------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) | 11,985千株 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 5,451千株 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(金銭信託課税口) | 3,936千株 |

所有議決権数別

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権数の 割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	11,985	8.49
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	6,174	4.37
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,451	3.86
みちのく銀行行員持株会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	4,325	3.06
資産管理サービス信託銀行株式 会社(金銭信託課税口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	3,936	2.78
みちのく銀行共済会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	2,470	1.74
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	2,304	1.63
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	2,291	1.62
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	2,000	1.41
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,932	1.36
計	—	42,868	30.37

(注) 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 40,000,000	—	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,200,000	—	権利内容に何ら限定のない当行 における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 141,149,000	141,149	同上
単元未満株式	普通株式 1,546,263	—	(注)2
発行済株式総数	190,895,263	—	—
総株主の議決権	—	141,149	—

(注)1. A種優先株式の内容については、「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式471株が含まれております。

【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社みちのく銀行	青森市勝田一丁目3番1号	8,200,000	—	8,200,000	4.29
計	—	8,200,000	—	8,200,000	4.29

(9) 【ストックオプション制度の内容】

平成22年6月24日の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成22年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役6、当行執行役員5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)(注)1	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込に関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成23年 6 月23日の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成23年 6 月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役 6、当行執行役員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）（注）１	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込に関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成24年 6 月26日の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成24年 6 月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役 6、当行執行役員 6
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）（注）１	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込に関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成25年 6 月25日の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成25年 6 月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役 6、当行執行役員10
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）（注）１	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込に関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成26年 6 月26日の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成26年 6 月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役 6、当行執行役員10
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）（注）１	当行取締役 300,000、当行執行役員 400,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	新株予約権の行使により付与される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成26年 7 月12日から平成51年 7 月11日まで
新株予約権の行使の条件	（注）２
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要することとする。
代用払込に関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）３

（注）１．新株予約権の目的となる株式の種類および数

- (1) 上記は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。
- (2) 募集新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各募集新株予約権の目的の数（以下「付与株式数」という。）は1,000株とする。
- (3) 募集新株予約権の割当日後、当行が当行普通株式の株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は募集新株予約権のうち、当該時点で行使されていない募集新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割・株式の併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とするときは、当行は取締役会において必要と認める付与株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当行の取締役（非常勤取締役を除く）及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者が、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間に取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合は、割り当てられた新株予約権の個数に、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間における在任月数（1ヶ月未満は1ヶ月とする。）を乗じ、さらに12で除した個数まで行使できるものとする。ただし、行使できる新株予約権の口数については、1個未満の端数は行使できる個数に切り上げる。
- (3) 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する募集新株予約権の割当契約に違反した場合、又は在任中の故意・過失により当行に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当行取締役会が認めた場合、当行取締役会は新株予約権の権利の全部又は一部を行使させないことを決議し、新株予約権者はその決議に基づき、別途何らかの意思表示をすることなく当然に募集新株予約権の権利を放棄するものとする。
- (4) 新株予約権者は、割り当てられた募集新株予約権の全部を一括して行使するものとする。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る）、又は株式交換または株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編成行為において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株 式 の 種 類会社法第155条第7号による普通株式の取得等】

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	29,246	6,003,329
当期間における取得自己株式	2,556	539,955

(注) 当期間における取得自己株式には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区 分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(新株予約権の権利行使、単元未満株式の買増請求による売却)	3,224	677,782	73,000	23,777,594
保有自己株式数	8,200,471	—	8,130,027	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、永続的に財務体質の強化を図りつつ、安定的な配当を継続していくことで、株主の皆さまへの利益還元に努めていくことを配当の基本方針としております。

当行の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としております。配当の決定機関は、期末配当は株主総会であり、また、取締役会決議にて会社法454条第5項に規定する中間配当を実施することができる旨定款で定めております。

こうした方針のもと、当事業年度の普通株式の配当は、1株あたり4円（期末配当4円）、A種優先株式については、定款および発行要項の定めに従い、1株当たり6.55円（期末配当6.55円）とさせていただきます。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
平成26年6月26日 定時株主総会決議	普通株式	570	4.00
	A種優先株式	262	6.55

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

普通株式

回次	第38期	第39期	第40期	第41期	第42期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	259	196	200	252	259
最低(円)	155	124	132	139	124

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

A種優先株式

A種優先株式は、非上場株式であるため該当ありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
最高(円)	213	212	214	208	206	219
最低(円)	191	195	199	199	197	200

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

A種優先株式

A種優先株式は、非上場株式であるため該当ありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役会長	代表 取締役	杉 本 康 雄	昭和22年2月27日生	昭和44年6月 平成元年12月 平成3年4月 平成6年4月 平成8年6月 平成9年10月 平成12年6月 平成13年1月 平成14年8月 平成15年6月 平成16年6月 平成17年4月 平成17年6月 平成17年6月 平成18年3月 平成25年6月	株式会社弘前相互銀行入行 当行根城支店長 国道支店長 業務推進部長 取締役業務推進部長 取締役企画調整部長 常務取締役人事部長 常務取締役 取締役 取締役古川支店長 兼ユニバース沖館店出張所長 みちのくユーシーカード株式会社 代表取締役社長 みちのくカード株式会社 代表取締役社長 当行顧問 代表取締役頭取 代表取締役頭取兼執行役員 代表取締役会長（現職）	平成26年6月 から1年	普通株式 48
取締役頭取	代表 取締役	高 田 邦 洋	昭和32年5月18日生	昭和56年4月 平成11年4月 平成14年6月 平成17年12月 平成18年3月 平成18年6月 平成19年4月 平成20年3月 平成24年6月 平成25年6月	当行入行 小柳支店長 堅田支店長 経営企画部長 執行役員経営企画部長 取締役兼執行役員経営企画部長 取締役兼執行役員 取締役兼常務執行役員 代表取締役副頭取兼執行役員 代表取締役頭取兼執行役員 （現職）	平成26年6月 から1年	普通株式 15
取締役		熊 地 貴 志	昭和31年10月21日生	昭和54年4月 平成7年4月 平成9年3月 平成9年7月 平成12年6月 平成15年10月 平成17年12月 平成19年2月 平成19年4月 平成21年4月 平成21年6月 平成24年4月 平成25年4月 平成25年6月	当行入行 旭ヶ丘支店長 下土手町支店副支店長 堅田支店長 深浦支店長 岩木支店長 コンプライアンス統括部副部長 監査部長 執行役員監査部長 常務執行役員 取締役兼常務執行役員 取締役兼常務執行役員総務部長 取締役兼常務執行役員 取締役兼専務執行役員（現職）	平成26年6月 から1年	普通株式 14
取締役		加 藤 政 弘	昭和28年11月22日生	昭和47年4月 平成9年4月 平成10年6月 平成13年4月 平成15年6月 平成17年7月 平成18年3月 平成21年4月 平成24年6月 平成25年6月	株式会社弘前相互銀行入行 当行八戸支店副支店長 ききょう支店長 国道支店長 八戸駅前支店長 営業統括部長 執行役員八戸支店長 常務執行役員 取締役兼常務執行役員 取締役兼専務執行役員（現職）	平成26年6月 から1年	普通株式 5

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役		稲庭 勉	昭和36年4月10日生	昭和60年4月 平成16年6月 平成17年7月 平成17年12月 平成18年3月 平成19年2月 平成19年3月 平成22年4月 平成22年6月	当行入行 問屋町支店長 審査管理部副部長 審査管理部長 執行役員審査部長 執行役員 執行役員本店営業部長 常務執行役員 取締役兼常務執行役員（現職）	平成26年6月 から1年	普通株式 4
取締役		松木 昭彦	昭和33年1月13日生	昭和55年4月 平成18年7月 平成20年3月 平成22年4月 平成22年6月	当行入行 事務統括部長 執行役員事務統括部長 常務執行役員 取締役兼常務執行役員（現職）	平成26年6月 から1年	普通株式 21
取締役		藤井 正夫	昭和23年6月12日生	昭和59年4月 昭和59年4月 平成5年9月 平成15年3月 平成18年4月 平成22年6月 平成25年6月	第一東京弁護士会弁護士登録 岩田合同法律事務所入所 同事務所パートナー（現職） 奥多摩工業株式会社監査役 （現職） 株式会社ネオジャパン監査役 （現職） 当行取締役（現職） 極東鋼弦コンクリート振興株式会 社監査役（現職）	平成26年6月 から1年	—
取締役		熊谷 清一	昭和23年4月9日生	平成元年4月 平成元年4月 平成4年3月 平成4年4月 平成10年4月 平成14年11月 平成18年4月 平成19年7月 平成20年7月 平成23年6月	東京弁護士会弁護士登録 辰巳法律事務所入所 同事務所退所 熊谷法律事務所弁護士 たいよう総合法律事務所弁護士 あおば綜合法律会計事務所弁護士 トヨタカローラ八戸株式会社監査 役（現職） 弁護士法人あおば綜合法律事務所 代表社員（現職） 株式会社デーリー東北新聞社監査 役（現職） 当行取締役（現職）	平成26年6月 から1年	—
常勤監査役		佐藤 郁夫	昭和27年8月9日生	昭和50年4月 昭和63年7月 平成2年2月 平成2年5月 平成5年11月 平成8年5月 平成10年8月 平成11年4月 平成15年1月 平成18年5月 平成18年6月	日本銀行入行 大阪支店調査役 管財局調査役 文書局調査役 長野事務所長 考査局考査役 整理回収銀行(大阪本部企画部長) へ出向 整理回収機構(整理部次長)へ出向 日本銀行業務局代理店課長 業務局企画役 当行常勤監査役(現職)	平成26年6月 から4年	普通株式 16
常勤監査役		石田 久	昭和28年1月6日生	昭和46年3月 平成9年10月 平成12年6月 平成14年4月 平成16年8月 平成17年12月 平成19年6月	弘前相互銀行入行 当行白銀支店長 審査部副部長 亀田支店長 秘書室長 コンプライアンス統括部長 常勤監査役（現職）	平成23年6月 から4年	普通株式 18
監査役		榊 佳弘	昭和28年12月20日生	昭和51年4月 昭和55年4月 昭和58年2月 平成3年5月 平成11年6月	大都魚類株式会社入社 マルヨ水産株式会社入社 専務取締役 代表取締役社長(現職) 当行監査役(現職)	平成25年6月 から4年	普通株式 3

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役		東 康 夫	昭和23年2月2日生	昭和46年3月 昭和57年3月 昭和59年2月 昭和62年1月 平成19年6月 平成21年12月 平成22年11月	日曹エンジニアリング株式会社 入社 東北化学薬品株式会社入社 同社常務取締役 同社代表取締役社長 当行監査役(現職) 東北化学薬品株式会社取締役会長 (現職) 進和ケミカル株式会社代表取締役 (現職)	平成25年6月 から4年	—
監査役		鳥谷部 眞実	昭和39年2月8日生	平成6年3月 平成6年3月 平成13年12月 平成13年12月 平成20年6月	株式会社ヤマウ鳥谷部商店取締役 株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫 取締役 株式会社ヤマウ鳥谷部商店 代表取締役社長(現職) 株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫 代表取締役社長(現職) 当行監査役(現職)	平成25年6月 から4年	普通株式 10
監査役		馬谷 成人	昭和25年1月15日生	昭和47年4月 平成13年6月 平成14年4月 平成15年6月 平成16年10月 平成17年6月 平成19年6月 平成21年6月 平成25年6月 平成25年6月	株式会社富士銀行入行 同行執行役員本店審査役 みずほ証券株式会社常務執行役員 日本酸素株式会社(現太陽日酸株 式会社)常勤監査役 太陽日酸株式会社業務本部海外事 業統括部長 同社執行役員 同社常務執行役員 同社常勤監査役 当行監査役(現職) 株式会社クレハ取締役(現職)	平成25年6月 から4年	—
計							155

- (注) 1 取締役藤井正夫、熊谷清一は、社外取締役であります。
また、藤井正夫は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
- 2 監査役佐藤郁夫、榊佳弘、東康夫、鳥谷部眞実、馬谷成人は、社外監査役であります。
また、佐藤郁夫は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
- 3 当行は、業務執行と監督の分離による迅速な意思決定を目的として執行役員制度を導入しております。
取締役を兼務しない執行役員は下記のとおりです。

氏 名	地 位 及 び 担 当
福井 莊一	常務執行役員
岩岡 高德	常務執行役員経営企画部長
高嶋 賢治	常務執行役員本店営業部長
古川 博章	執行役員八戸営業部長
小笠原 金一	執行役員弘前営業部長
浅利 健一	執行役員営業戦略部長
石橋 雅人	執行役員審査部長
小田中 和彦	執行役員青森支店長
福士 勝彦	執行役員東京支店長 兼経営企画部東京事務所長
工藤 隆紀	執行役員函館営業部長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当行のコーポレート・ガバナンスの状況は次のとおりです。

なお、本項目は事業年度末日の状況によっております。

企業統治の体制の概要等

当行は監査役制度を採用しており、当行の監査役は6名(常勤監査役2名、非常勤監査役4名)となっております。監査の実効性を確保するため、監査役は全員が取締役会に出席しているほか経営会議等の重要会議に常勤監査役が出席しております。

なお、監査役制度をより有効に機能させるため、監査役会直轄の専任部署として監査役室を設置し、監査体制の充実を図っております。

経営の意思決定機能につきましては、月1回の「取締役会」および必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項についての意思決定を行っております。

取締役は総員8名で、うち社外取締役は2名であります。

また、取締役会の委任を受けた事項について、協議・決議する機関として代表取締役および取締役兼役付執行役員で構成される「経営会議」を週1回の定例開催および必要に応じて都度開催し、迅速な意思決定を行っております。

このほか、弁護士や公認会計士、学識経験者などの幅広い知識や経験を有した外部有識者の意見を経営に反映させた恒常的な組織として「内部統制委員会」を設置しており、会社法に基づく、内部統制システムの体制整備に向けた取り組みにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

このように当行では、経営のガバナンス態勢を強化するため、社外取締役、社外監査役の積極的な登用および外部有識者で構成する内部統制委員会の設置等、ガバナンス強化を最重要課題と捉え、重点的に取り組んでまいりました。本体制により、経営環境の変化に対応しながら経営効率の向上や経営の健全性確保等に取り組むとともに、経営の業務執行に対する監視、牽制機能を有効に機能させたガバナンス態勢が構築できるものと考え、現状の体制を採用しております。

金融機関の直面するリスクはますます複雑化してきております。このような環境下にあって、各種リスクの的確な把握と適正なコントロールが重要な経営課題であると認識しております。このため、リスク管理の統括部署として、「リスク統括部」を設置し、「リスク管理規程」等の規程を整備するなどして、全役職員への周知徹底・浸透を図り、行内のリスク管理態勢の向上を図っております。また、リスク管理態勢の強化を図るため、年度毎に策定する「リスク管理方針」に基づき「リスク管理プログラム」を策定し、その推進ならびに進捗状況を管理しているほか、「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理態勢強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を行っております。

内部統制システムにつきましては、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、「全役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制」など10項目について体制の整備を図っております。

当行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間で、当該社外取締役及び社外監査役の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

内部監査及び監査役監査の状況

当行の内部監査は、監査部(平成26年3月末現在22名)が本部、営業店及び連結対象子会社等の業務を対象として行う臨店監査、ならびに自己査定及び償却・引当結果を検証する自己査定監査で構成されており、内部監査結果については代表取締役及び取締役会に報告されております。内部監査の堅確性・適切性を維持していくため、監査部につきましては、被監査部署に対して十分な牽制機能が働くよう独立性を確保した体制とするとともに適正なスタッフを配置しております。

監査役には、日本銀行、都市銀行などにおける豊富な金融実務経験、法務等の専門分野、および地元経済界での企業経営経験などを有した人材及び行内審査・コンプライアンス部門等での実務経験を有する人材を選任しており、監査役会の決議に基づく役割分担及び各年度毎の監査方針・監査計画に基づき、取締役の職務執行を監査しております。さらに会計監査人より定期的に監査結果の報告を受ける他、必要に応じ適宜往査立会を実施する等緊密な連携を保ち、効率的な監査に努めております。

監査部及び監査役は、内部統制関連部門と緊密な連携を保ち、財務報告に係る内部統制のレベル向上のための意

見交換を定期的に行っております。

会計監査人に対しては、正確な経営情報を提供して公正な立場から厳正な監査が実施される環境を整備しております。

社外取締役及び社外監査役

当行は、社外取締役2名及び社外監査役5名を選任しております。社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という。）と当行との間で、人的、資金的、取引関係及びその他において特別の利害関係はありません。

なお、各社外役員と当行との取引関係等は下記のとおりであります。

氏 名	役 職	提出会社との取引関係等
藤井 正夫	社外取締役	当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。 なお、東京証券取引所が定める独立役員として同取引所へ届出を行っております。
熊谷 清一	社外取締役	当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
佐藤 郁夫	社外監査役	当行と預け金及び借入金取引がある日本銀行の出身であります。同行との取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っております。また、佐藤郁夫は当行株式を保有しておりますが、議決権の割合は僅少であります。これらのことから、社外監査役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。 なお、東京証券取引所が定める独立役員として同取引所へ届出を行っております。
榊 佳弘 (注)1	社外監査役	当行と預金、貸出金、支払承諾等の取引があるマルヨ水産株式会社の代表取締役社長を務めております。同社との取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っております。また、榊佳弘及び同社は当行株式を保有しておりますが、議決権の割合は僅少であります。 これらのことから、社外監査役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
東 康夫	社外監査役	当行と預金及び支払承諾等の取引がある東北化学薬品株式会社の取締役会長を務めております。同社との取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っております。また、当行は同社株式（議決権割合4.8%）を保有しておりますが、主要株主には該当しません。同社も当行株式を保有しておりますが、議決権の割合は僅少であります。 これらのことから、社外監査役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

氏 名	役 職	提出会社との取引関係等
鳥谷部眞実 (注) 1	社外監査役	当行と預金及び貸出金の取引がある株式会社ヤマウ鳥谷部商店及び株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫の代表取締役社長を務めております。両社との取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っております。また、鳥谷部眞実及び株式会社ヤマウ鳥谷部商店は当行株式を保有しておりますが、議決権の割合は僅少であります。 これらのことから、社外監査役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
馬谷 成人 (注) 2	社外監査役	当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

(注) 1 上記のうち、社外監査役 榊佳弘及び鳥谷部眞実との取引内容等については、「第5 経理の状況」中、「(1)連結財務諸表」の「関連当事者関係」においても記載しております。

- 2 社外監査役 馬谷成人は、当行と預金及び貸出金の取引があるみずほ証券株式会社の出身であります。有価証券報告書提出日時時点で同社退職から10年以上経過しております。

社外役員は、他社での金融実務経験、法務等の専門分野、地元経済界での企業経営経験等に基づき、当行の経営に対して客観的な牽制機能を発揮されることを期待して選任を行っております。社外役員を選任するための当行からの独立性に関する基準（方針）は経営者に対し、一般株主及び経営者以外の利害関係者との利益相反を監督することができる者と期待される者を選任することと決定しております。

社外役員が企業統治において果たす機能及び役割、内部監査、会計監査との相互連携、内部統制部門との関係は次のとおりであります。

常勤の社外監査役が業務稟議書の閲覧等により業務執行をモニタリングしているほか、経営会議等における内部監査部門からの監査状況報告、内部統制委員会における財務報告に係る内部統制の状況の報告を受け、必要な発言を適宜行っております。また、社外監査役は会計監査人より職務の遂行に関する報告を受け、社外監査役からも会計監査人へ意見を述べております。

社外役員は取締役会、内部統制委員会等の重要会議へ役割に応じてそれぞれ出席し、適切な発言を行い、当行の経営に対する独立の立場からの牽制機能を果たしております。

なお、社外取締役 藤井正夫と、社外監査役 佐藤郁夫を、株式会社東京証券取引所へ独立役員として届出を行っております。

役員の報酬等

当行の役員報酬制度は、確定金額報酬及び業績連動報酬並びに株式報酬型ストックオプションからなっております。

役員報酬等は、取締役会で決定された「役員報酬等規程」及び「株式報酬型ストックオプション規程」に従って算定されます。「役員報酬等規程」及び「株式報酬型ストックオプション規程」の内容は、下記のとおりであります。

確定金額報酬は役位により確定しており、業績連動報酬は年度業績等に連動する報酬額であり、ともに月額支給するものであります。また、株式報酬型ストックオプション制度は、常勤の取締役及び執行役員に対し、権利行使期間を25年以内とする新株予約権（1株当たりの権利行使価格を1円とする。）を、取締役は年間の総額の上限額を60百万円、執行役員は40百万円の範囲内で、割り当てるものであります。なお、常勤の取締役及び執行役員に法令または当行の定款もしくは内規について重大な違反があった場合、権利行使を認めないこととしております。

上記の役員報酬の決定方針は業績向上に対する意欲と中長期的な企業価値向上並びに株主重視の経営意識をより一層高めることを目的としております。

なお、常勤監査役並びに非常勤役員（取締役、監査役）に対しては、独立性を確保するため、業績連動報酬の対象とはせず、全てを確定金額報酬といたしております。

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額 （百万円）				
			確定報酬金額	業績連動報酬	ストック・オプション	その他
取締役	6	175	124	—	50	—
監査役	1	19	19	—	—	—
社外役員	8	46	43	—	—	3

（注）1．役員の使用人としての報酬はありません。

2．取締役に対する確定金額報酬ならびに業績連動報酬の総額は、平成18年6月28日開催の第34期定時株主総会で決議されました報酬等の年額165百万円の枠内（社外役員中の非常勤取締役を含みます）で支給するものです。

3．取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、平成22年6月24日開催の第38期定時株主総会で決議されました年額60百万円（総数300個）を上限に支給するものであります。

4．社外役員の報酬等のうち「その他」は、内部統制委員会委員としての報酬であります。

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数	119銘柄
貸借対照表計上額の合計額	13,651百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

（前事業年度）

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

（特定投資株式）

銘柄	株式数	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
東京海上ホールディングス株式会社	386,032	1,022	経営戦略上の協力関係の維持・強化
東日本旅客鉄道株式会社	100,000	772	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社ジャックス	1,193,508	688	総合的な取引関係の維持・深化
安田倉庫株式会社	300,000	331	総合的な取引関係の維持・深化
株式会社千葉興業銀行	358,030	325	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社北越銀行	1,194,382	273	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社ケースホールディングス	86,576	260	総合的な取引関係の維持・深化
電源開発株式会社	100,000	247	総合的な取引関係の維持・深化
丸三証券株式会社	347,517	242	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社大垣共立銀行	634,000	216	経営戦略上の協力関係の維持・強化
M S & A D インシュアランスグループホールディングス株式会社	97,031	200	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社テーオー小笠原	261,000	195	総合的な取引関係の維持・深化
東北化学薬品株式会社	230,000	194	総合的な取引関係の維持・深化
N K S J ホールディングス株式会社	93,933	184	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社武蔵野銀行	48,300	178	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社肥後銀行	294,000	176	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社東邦銀行	491,000	148	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社四国銀行	497,000	143	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社山形銀行	305,000	135	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社清水銀行	46,300	130	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社 T T K	287,000	128	総合的な取引関係の維持・深化
フィデアホールディングス株式会社	527,000	125	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社サンデー	133,100	91	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社富山銀行	502,000	84	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社山陰合同銀行	100,000	80	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社東北銀行	500,000	79	経営戦略上の協力関係の維持・強化
東海東京フィナンシャルホールディングス株式会社	110,918	75	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社東京都民銀行	64,428	72	経営戦略上の協力関係の維持・強化

(注) 特定投資株式のうち、東京海上ホールディングス株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、株式会社ジャックスを除く25銘柄については、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。上位28銘柄について記載しております。

(みなし保有株式)

銘柄	株式数	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
ヒューリック株式会社	3,131,100	2,420	議決権行使の指図
芙蓉総合リース株式会社	110,300	390	議決権行使の指図

(当事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
東京海上ホールディングス株式会社	386,032	1,195	経営戦略上の協力関係の維持・強化
東日本旅客鉄道株式会社	100,000	760	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社ジャックス	1,193,508	517	総合的な取引関係の維持・深化
安田倉庫株式会社	300,000	329	総合的な取引関係の維持・深化
丸三証券株式会社	347,517	294	経営戦略上の協力関係の維持・強化
電源開発株式会社	100,000	291	総合的な取引関係の維持・深化
株式会社北越銀行	1,194,382	257	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社千葉興行銀行	358,030	256	経営戦略上の協力関係の維持・強化
NK S Jホールディングス株式会社	93,933	249	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社ケースホールディングス	86,576	248	総合的な取引関係の維持・深化
M S & A D インシュアランスグループホールディングス株式会社	97,031	229	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社大垣共立銀行	634,000	178	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社武蔵野銀行	48,300	165	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社東邦銀行	491,000	164	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社肥後銀行	294,000	161	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社山形銀行	305,000	133	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社 T T K	287,000	130	総合的な取引関係の維持・深化
東北化学薬品株式会社	230,000	125	総合的な取引関係の維持・深化
株式会社清水銀行	46,300	124	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社サンデー	133,100	107	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社アルバック	50,000	105	総合的な取引関係の維持・深化
株式会社四国銀行	497,000	105	経営戦略上の協力関係の維持・強化
フィデアホールディングス株式会社	527,000	102	経営戦略上の協力関係の維持・強化
東海東京フィナンシャルホールディングス株式会社	110,918	96	経営戦略上の協力関係の維持・強化
大成建設株式会社	200,000	92	総合的な取引関係の維持・深化
株式会社富山銀行	502,000	82	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社東北銀行	500,000	77	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社山陰合同銀行	100,000	69	経営戦略上の協力関係の維持・強化

(注) 特定投資株式のうち、東京海上ホールディングス株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、株式会社ジャックスを除く25銘柄については、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。上位28銘柄について記載しております。

(みなし保有株式)

銘柄	株式数	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
ヒューリック株式会社	3,131,100	4,427	議決権行使の指図
芙蓉総合リース株式会社	110,300	408	議決権行使の指図

八．保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益および評価損益

	前事業年度				
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益の合計額	
				含み損益 (百万円)	減損処理額 (百万円)
上場株式	978	67	17	41	95
非上場株式	—	—	—	—	—

	当事業年度				
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益の合計額	
				含み損益 (百万円)	減損処理額 (百万円)
上場株式	603	22	12	115	—
非上場株式	—	—	—	—	—

二．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当ありません。

ホ．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当ありません。

取締役の定数

当行の取締役は12名以内とする旨、定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票に依らない旨、定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議できるとした事項とその理由

(イ) 自己株式の取得

当行は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

(ロ) 中間配当

当行は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行なうことができる旨、定款で定めております。

種類株式の議決権及び内容

当行は、金融機能強化法に基づく株式会社整理回収機構を第三者割当先とするA種優先株式200億円を発行しております。A種優先株式は、中小企業等への安定的かつ円滑な資金提供をこれまで以上に強力に推進し、地域経済の活性化に資することを目的としております。

A種優先株式は法令等の定めにより一定の場合を除き議決権を行使することができない無議決権株式であります。A種優先株式に関しては、下記の事項につき株主総会決議事項を取締役会にて決議できる旨定款に定めております。

(イ) 配当金支払に関する事項

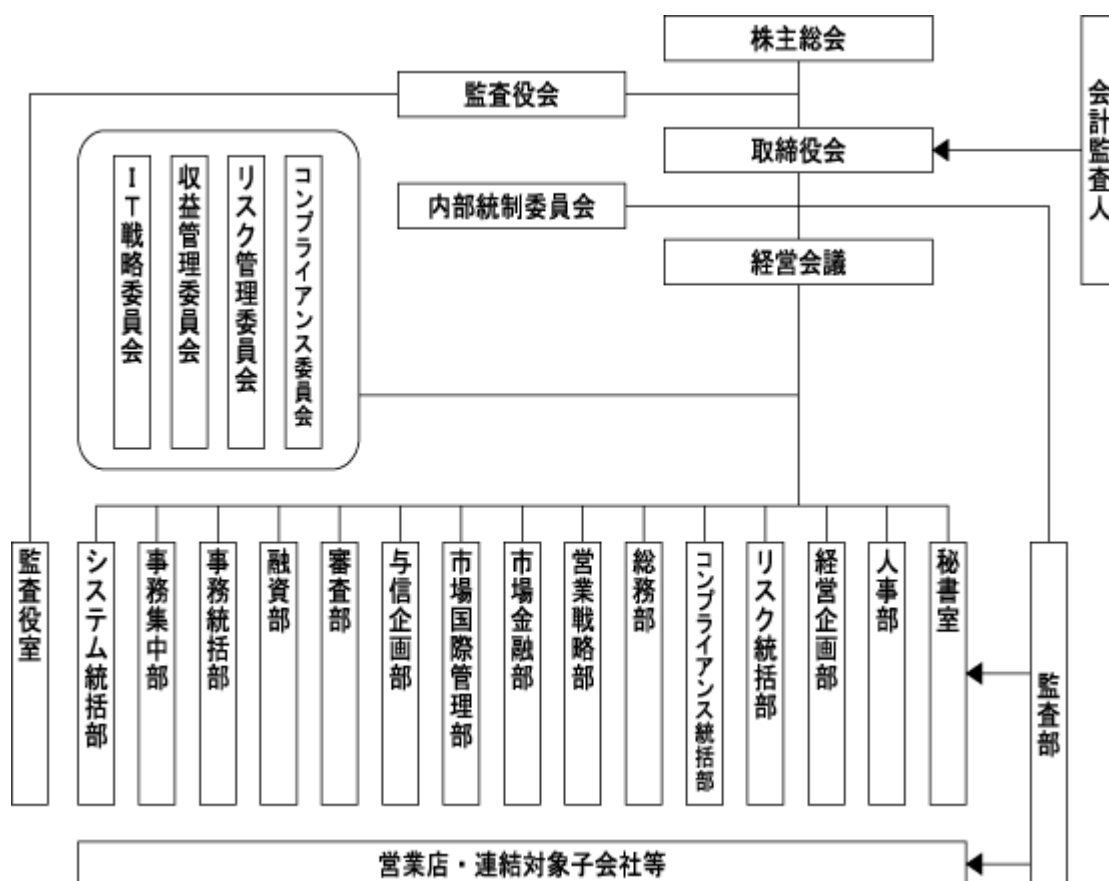
- (ロ) 普通株式を対価とする取得請求権の取得請求期間に関する事項
(ハ) 優先株主に対する残余財産の分配に関する事項
(二) 金銭を対価とする取得に関する事項
(ホ) 普通株式を対価とする取得に関する事項

A種優先株式の詳細な内容については、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式等の総数等 発行済株式」に記載しております。

株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会における特別決議の定足数を緩和し、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨、定款に定めております。

〔コーポレート・ガバナンスの体系図〕



会計監査の状況

- (イ)業務を執行した公認会計士の氏名
村田 賢治氏 (新日本有限責任監査法人)
窪寺 信氏 (新日本有限責任監査法人)
- (ロ)監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 3名
その他 14名
- (注)その他は、公認会計士試験合格者等であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	74	8	74	11
連結子会社	—	—	—	—
計	74	8	74	11

(注)「監査公認会計士等」とは、開示府令第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等であります。なお、上記報酬の内容は、当行の監査公認会計士等である新日本有限責任監査法人に対する報酬であります。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項なし。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

提出会社に対する非監査業務の内容は、下記のとおりであります。

前連結会計年度

国際財務報告基準（I F R S）の対応策の検討・立案に関する情報と助言の提供

当連結会計年度

（イ）国際財務報告基準（I F R S）の対応策の検討・立案に関する情報と助言の提供

（ロ）パーゼル 規制の対応策の検討に関する情報と助言の提供

（ハ）米国外国口座税務コンプライアンス法（F A T C A）の対応策の検討に関する情報と助言の提供

（ニ）新株予約権付社債の発行に係る財務諸表監査以外の財務情報に関する調査の報告等の作成

【監査報酬の決定方針】

当行の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。

第5 【経理の状況】

- 1 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、当連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類については、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成25年9月27日内閣府令第63号)附則第2項により、改正前の銀行法施行規則に準拠しております。

- 2 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類については、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成25年9月27日内閣府令第63号)附則第2項により、改正前の銀行法施行規則に準拠しております。

- 3 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

- 4 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、下記のとおりであります。

(1) 当行は公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。会計基準等の内容を理解し適正な財務報告を行うため、外部研修への参加・行内研修を継続的に行っております。

(2) 行内の規程手続・内部統制を構築し、適正な財務報告を行う態勢を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)		当連結会計年度 (平成26年 3月31日)	
資産の部				
現金預け金		170,317		357,595
コールローン及び買入手形		102,069		6,543
買入金銭債権		3,445		3,010
商品有価証券		27		30
金銭の信託		18,892		19,990
有価証券	7,15	372,041	7,15	320,923
貸出金	1,2,3,4,5,6,8	1,282,171	1,2,3,4,5,6,8	1,297,094
外国為替	5	1,081	5	1,272
その他資産	7	8,062	7	4,881
有形固定資産	10,11	15,458	10,11	17,082
建物		3,624		3,937
土地	9	7,132	9	7,138
建設仮勘定		397		163
その他の有形固定資産		4,304		5,844
無形固定資産		4,160		3,897
ソフトウェア		2,088		3,587
その他の無形固定資産		2,072		309
退職給付に係る資産		-		9,709
繰延税金資産		12,117		8,773
支払承諾見返		9,435		8,840
貸倒引当金		19,875		17,062
資産の部合計		1,979,405		2,042,583
負債の部				
預金	7	1,830,144	7	1,860,600
譲渡性預金		29,434		37,203
借入金	7,12	2,000	7,12	12,000
外国為替		51		0
社債	13	15,000	13	15,000
新株予約権付社債		-	14	7,000
その他負債		12,453		14,727
賞与引当金		957		980
退職給付引当金		3,029		-
退職給付に係る負債		-		5,573
睡眠預金払戻損失引当金		1,032		1,163
偶発損失引当金		266		196
利息返還損失引当金		37		29
繰延税金負債		1		-
再評価に係る繰延税金負債	9	609	9	586
支払承諾		9,435		8,840
負債の部合計		1,904,454		1,963,902

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成26年 3 月31日)
純資産の部		
資本金	34,167	34,167
資本剰余金	29,748	29,747
利益剰余金	10,420	12,356
自己株式	2,666	2,671
株主資本合計	71,670	73,601
その他有価証券評価差額金	2,930	1,741
土地再評価差額金	9 197	9 161
退職給付に係る調整累計額	-	2,936
その他の包括利益累計額合計	3,127	4,838
新株予約権	145	232
少数株主持分	7	7
純資産の部合計	74,951	78,680
負債及び純資産の部合計	1,979,405	2,042,583

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1 日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1 日 至 平成26年 3月31日)
経常収益	43,533	41,676
資金運用収益	30,024	29,046
貸出金利息	23,502	22,289
有価証券利息配当金	6,233	6,485
コールローン利息及び買入手形利息	124	36
預け金利息	137	219
その他の受入利息	26	14
役務取引等収益	6,241	6,447
その他業務収益	5,572	2,951
その他経常収益	1,694	3,230
貸倒引当金戻入益	190	2,055
償却債権取立益	104	120
その他の経常収益	1,399	1,054
経常費用	39,643	35,709
資金調達費用	2,341	2,255
預金利息	1,930	1,812
譲渡性預金利息	9	40
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	0
借入金利息	32	30
社債利息	303	304
その他の支払利息	64	66
役務取引等費用	2,813	2,767
その他業務費用	7,692	5,734
営業経費	24,681	23,933
その他経常費用	2,114	1,017
その他の経常費用	¹ 2,114	¹ 1,017
経常利益	3,890	5,967
特別利益	168	1,047
固定資産処分益	-	1
退職給付制度改定益	-	974
移転補償金	168	72
特別損失	179	329
固定資産処分損	135	247
減損損失	² 43	² 81
税金等調整前当期純利益	3,879	6,685
法人税、住民税及び事業税	265	142
法人税等調整額	33	2,817
法人税等合計	298	2,959
少数株主損益調整前当期純利益	3,580	3,725
少数株主利益	0	0
当期純利益	3,579	3,725

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	3,580	3,725
その他の包括利益	¹ 4,616	¹ 591
その他有価証券評価差額金	4,616	1,188
退職給付に係る調整額	-	1,780
包括利益	8,196	4,317
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	8,196	4,317
少数株主に係る包括利益	0	0

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	34,167	29,771	7,547	2,704	68,781
当期変動額					
剰余金の配当			854		854
当期純利益			3,579		3,579
自己株式の取得				6	6
自己株式の処分		23		44	21
土地再評価差額金の取崩			147		147
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	23	2,873	38	2,888
当期末残高	34,167	29,748	10,420	2,666	71,670

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	1,686	345	—	1,340	104	7	67,552
当期変動額							
剰余金の配当							854
当期純利益							3,579
自己株式の取得							6
自己株式の処分							21
土地再評価差額金の取崩		147		147			—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	4,616		—	4,616	40	0	4,657
当期変動額合計	4,616	147	—	4,468	40	0	7,398
当期末残高	2,930	197	—	3,127	145	7	74,951

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	34,167	29,748	10,420	2,666	71,670
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	972	—	972
会計方針の変更を 反映した当期首残高	34,167	29,748	9,447	2,666	70,698
当期変動額					
剰余金の配当			852		852
当期純利益			3,725		3,725
自己株式の取得				6	6
自己株式の処分		0		1	0
土地再評価差額金の 取崩			36		36
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	0	2,908	4	2,903
当期末残高	34,167	29,747	12,356	2,671	73,601

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	2,930	197	—	3,127	145	7	74,951
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	1,155	1,155	—	—	183
会計方針の変更を 反映した当期首残高	2,930	197	1,155	4,283	145	7	75,134
当期変動額							
剰余金の配当							852
当期純利益							3,725
自己株式の取得							6
自己株式の処分							0
土地再評価差額金の 取崩		36		36			—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	1,188		1,780	591	87	0	679
当期変動額合計	1,188	36	1,780	555	87	0	3,546
当期末残高	1,741	161	2,936	4,838	232	7	78,680

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,879	6,685
減価償却費	1,554	2,155
減損損失	43	81
退職給付制度改定益	-	974
貸倒引当金の増減()	1,039	2,813
賞与引当金の増減額(は減少)	17	23
退職給付引当金の増減額(は減少)	509	-
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	-	4,085
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	2,829
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	249	130
偶発損失引当金の増減()	59	69
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	2	8
資金運用収益	30,024	29,046
資金調達費用	2,341	2,255
有価証券関係損益()	4,085	2,986
金銭の信託の運用損益(は運用益)	878	156
為替差損益(は益)	29	24
固定資産処分損益(は益)	135	246
貸出金の純増()減	44,068	14,922
預金の純増減()	19,983	30,456
譲渡性預金の純増減()	20,434	7,768
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	6,100	10,000
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	15,031	15,036
コールローン等の純増()減	51,650	95,960
外国為替(資産)の純増()減	35	191
外国為替(負債)の純増減()	42	50
資金運用による収入	28,135	25,043
資金調達による支出	1,971	3,014
その他	404	1,116
小計	4,881	147,419
法人税等の還付額	343	550
法人税等の支払額	298	166
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,837	147,803
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	1,969,351	1,682,192
有価証券の売却による収入	1,904,098	1,521,813
有価証券の償還による収入	18,000	213,493
金銭の信託の増加による支出	-	3,153
金銭の信託の減少による収入	22	2,000
有形固定資産の取得による支出	2,853	2,842
無形固定資産の取得による支出	1,727	784
有形固定資産の売却による収入	198	103
投資活動によるキャッシュ・フロー	51,613	48,437

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権付社債の発行による収入	-	6,971
配当金の支払額	854	852
自己株式の取得による支出	6	6
自己株式の売却による収入	21	0
リース債務の返済による支出	48	63
財務活動によるキャッシュ・フロー	887	6,049
現金及び現金同等物に係る換算差額	29	24
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	57,309	202,314
現金及び現金同等物の期首残高	212,040	154,731
現金及び現金同等物の期末残高	1 154,731	1 357,046

【注記事項】

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 2社

会社名

みちのく信用保証株式会社

みちのくカード株式会社

Michinoku Preferred Capital Cayman Limitedは、平成26年2月17日に清算終了したため連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(2) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 2社

(2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 : 3年～50年

その他 : 2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年～8年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、要注意先債権のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者で、債務者単体またはグループでの与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割りいた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上することとしております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。また、破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、平成22年連結会計年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していましたが、平成23年連結会計年度から直接減額を行っておりません。当連結会計年度末における平成22年連結会計年度までの当該直接減額した額の残高は6,945百万円（前連結会計年度末は15,218百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(9) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社のクレジットカード業務にかかる利息制限法を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績率等から将来の返還額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から損益処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号）に基づき、原則として繰延ヘッジを適用しております。

なお、当連結会計年度において当該ヘッジ会計の適用となる取引はありません。

(13) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、発生した連結会計年度に一括して償却しております。

(14) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(16) 連結納税制度の適用

当行及び一部の連結子会社は、当行を連結納税親法人として、連結納税制度を適用しております。

【会計方針の変更】

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。）が平成25年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度よりこれらの会計基準等を適用し、年金制度に係る退職給付債務（未認識数理計算上の差異及び過去勤務費用を含む。）を年金資産（未認識数理計算上の差異を含む。）の額が超過した額を「退職給付に係る資産」に計上し、退職一時金制度に係る退職給付債務（未認識数理計算上の差異及び過去勤務費用を含む。）については「退職給付に係る負債」に計上（以下、年金制度及び退職一時金制度の計上を合わせて「未認識項目等の計上」という。）しております。

また、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を見直し、平均残存勤務期間に対応する単一年数の債券利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の債券利回りを基礎として決定する方法へ変更（以下「期間帰属方法及び割引率決定方法の変更」という。）しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従って、当連結会計年度の期首において、未認識項目等の計上に係る影響額についてはその他の包括利益累計額の「退職給付に係る調整累計額」に加減しております。また、期間帰属方法及び割引率決定方法の変更に係る影響額については、期首利益剰余金へ加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首のその他の包括利益累計額が1,155百万円増加し、利益剰余金が972百万円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

【追加情報】

（確定拠出年金制度への移行）

当行は、退職給付制度として、確定給付企業年金制度を設けておりましたが、平成25年4月1日に開始する連結会計年度の期首から現役役員・行員について確定給付企業年金制度を終了させ、確定拠出年金制度へ移行しております。

これにより、当連結会計年度において特別利益974百万円を計上しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (平成26年 3月31日)
破綻先債権額	1,600百万円	3,466百万円
延滞債権額	30,614百万円	23,482百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (平成26年 3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	—百万円	—百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (平成26年 3月31日)
貸出条件緩和債権額	7,166百万円	6,724百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (平成26年 3月31日)
合計額	39,381百万円	33,673百万円

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (平成26年 3月31日)
	4,041百万円	2,979百万円

6. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (平成26年 3月31日)
	2,000百万円	1,500百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (平成26年 3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	30,093百万円	30,009百万円
その他資産	31百万円	31百万円
計	30,124百万円	30,040百万円
担保資産に対応する債務		
預金	697百万円	6,457百万円
借入金	―百万円	10,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (平成26年 3月31日)
有価証券	48,460百万円	48,242百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (平成26年 3月31日)
保証金	420百万円	407百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (平成26年 3月31日)
融資未実行残高	226,789百万円	230,407百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	224,289百万円	222,984百万円
(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)		

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
	2,130百万円	2,298百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
減価償却累計額	15,409百万円	16,039百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
圧縮記帳額	2,542百万円	2,498百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりません。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
劣後特約付借入金	2,000百万円	2,000百万円

13. 社債は、劣後特約付社債であります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
劣後特約付社債	15,000百万円	15,000百万円

14. 新株予約権付社債は劣後特約付新株予約権付社債であります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
劣後特約付新株予約権付社債	一百万円	7,000百万円

15. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
	5,665百万円	7,145百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	
貸出金償却	4百万円		8百万円
債権売却損	19百万円		20百万円
株式等償却	252百万円		12百万円

2. 減損損失

前連結会計年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額43百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)
青森県内	営業用店舗 ・遊休資産	土地・建物	36
青森県外	営業用店舗	土地・建物	6

営業用店舗については、原則としてエリア営業体制の統括店を母店とする業務の関連性、補完性の強い店舗から構成されたエリア店等をグルーピングの単位とし、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(追加情報)

資産のグルーピングについては、従来は原則として個々の営業店等をグルーピングの単位としておりましたが、当連結会計年度より、エリア営業体制の統括店を母店とする業務の関連性、補完性の強い店舗から構成されたエリア店等をグルーピングの単位とすることへ変更しております。これによる連結財務諸表への影響はありません。

当連結会計年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額81百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)
青森県内	遊休資産	土地・建物	81

営業用店舗については、原則としてエリア営業体制の統括店を母店とする業務の関連性、補完性の強い店舗から構成されたエリア店等をグルーピングの単位とし、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

１．その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	8,751百万円	866百万円
組替調整額	2,913百万円	2,651百万円
税効果調整前	5,837百万円	1,784百万円
税効果額	1,221百万円	595百万円
その他有価証券評価差額金	4,616百万円	1,188百万円
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	—百万円	2,960百万円
組替調整額	—百万円	132百万円
税効果調整前	—百万円	2,828百万円
税効果額	—百万円	1,047百万円
退職給付に係る調整額	—百万円	1,780百万円
その他の包括利益合計	4,616百万円	591百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	150,895	—	—	150,895	
A種優先株式	40,000	—	—	40,000	
合計	190,895	—	—	190,895	
自己株式					
普通株式	8,277	33	137	8,174	(注)
A種優先株式	—	—	—	—	
合計	8,277	33	137	8,174	

(注) 普通株式の自己株式の増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買受による増加 33千株

普通株式の自己株式の減少数の内訳は次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使にともなう減少 134千株

単元未満株式の買増による減少 3千株

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度		当連結会計年度末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—				145	
合計			—				145	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	570	4.00	平成24年3月31日	平成24年6月27日
	A種優先株式	284	7.10	平成24年3月31日	平成24年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	570	その他 利益剰余金	4.00	平成25年3月31日	平成25年6月26日
	A種優先株式	282	その他 利益剰余金	7.05	平成25年3月31日	平成25年6月26日

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	150,895	—	—	150,895	
A種優先株式	40,000	—	—	40,000	
合計	190,895	—	—	190,895	
自己株式					
普通株式	8,174	29	3	8,200	(注)
A種優先株式	—				
合計	8,174	29	3	8,200	

(注) 普通株式の自己株式の増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買受による増加 29千株

普通株式の自己株式の減少数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買増による減少 3千株

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要	
			当連結会計年度期首	当連結会計年度		当連結会計年度末			
				増加	減少				
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	—						232	
合計		—						232	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	570	4.00	平成25年3月31日	平成25年6月26日
	A種優先株式	282	7.05	平成25年3月31日	平成25年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	570	その他 利益剰余金	4.00	平成26年3月31日	平成26年6月27日
	A種優先株式	262	その他 利益剰余金	6.55	平成26年3月31日	平成26年6月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

１．現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日)
現金預け金勘定	170,317百万円	357,595百万円
定期預け金	15,000百万円	—百万円
その他	585百万円	549百万円
現金及び現金同等物	154,731百万円	357,046百万円

(リース取引関係)

１．ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

営業用店舗建物のうち１ヶ店（国道支店）及び事業用動産であります。

(イ)無形固定資産

該当ありません。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４．会計処理基準に関する事項」の「（４）固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務などの金融サービスを提供しております。

当行では、預金業務及び貸出業務並びに有価証券投資業務等を営んでおり、市場環境の変動により時価の変動を伴う金融資産及び金融負債を有しております。当行では、経営環境・経済環境の変化や期間ミスマッチ等から金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理（以下「ALM」という。）を行っております。

また、このようなALMの一環として、デリバティブ取引も行っております。

なお、当行の連結子会社においては、有価証券及びデリバティブ取引のトレーディングを行っている子会社や銀行業務を行っている子会社はございません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として地公体・法人向けの一般貸出金及び個人ローンであります。貸出金は、金利の変動リスクに晒されているとともに顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

貸出業務に次ぐ資金運用業務として、債券、株式等の有価証券投資を行っており、トレーディング、純投資、政策投資の目的で保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、市場の混乱など一定の環境の下で取引が困難になり損失を被る流動性リスクに晒されております。

当行グループが保有する金融負債は主として国内の法人及び個人からの預金であります。預金は金利変動リスク（市場リスク）に晒されております。

社債及び借入金、コールマネーについては、金利・市場価格の変動リスク（市場リスク）に晒されているほか、当行の信用状況が悪化した場合、必要な資金が確保できない、または、資金の確保に当たって著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる流動性リスクに晒されております。

有価証券等のリスクコントロール及び外貨資産・負債に係る為替の変動リスク等のヘッジを主な目的として、為替予約取引、債券先物取引・同オプション取引、株価指数先物取引・同オプション取引、金利スワップのデリバティブ取引に取り組むこととしており、短期的な売買益を獲得する目的で行うデリバティブ取引については、事前に経営陣の承認を得るとともに、ポジション限度枠・ロスカットルール等を設定し、限定的に行うこととしております。

なお、ヘッジ会計の要件を満たしていない取引については、金利・為替・市場価格の変動リスク（市場リスク）及び信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

「融資の基本理念（クレジット・ポリシー）」及び「信用リスク管理規程」に従い、年度毎に「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理プログラム」を策定し、信用リスク管理の高度化を図るとともに、「クレジットポートフォリオ管理方針」にて投融資限度額を定め、これを超過または超過することが見込まれる場合、取引方針を策定し、経営会議決議のうえ、取締役会に報告するなど、厳格に運用しております。加えて、大口与信先の管理態勢としては、「大口等重点債権先管理手続」を定めており、貸出金額が一定以上の個社またはグループ先を抽出し、半期毎に大口与信先の期中業況のチェックを含めた信用格付の見直しを行っているほか、年1回、個社またはグループ先別に今後の取引方針を策定し、取締役会、経営会議へ報告する態勢を構築しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部・融資部により行われ、定期的に取り締り、経営会議へ報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部が監査しております。

デリバティブ取引等のカウンターパーティーリスクに関しては、与信企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスクの管理

()市場リスクの管理（金利・為替・市場価格の変動リスク）

市場リスクを管理するにあたっては、「市場リスク管理規程」に則り、バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）及び評価損益増減・実現損益等の指標を用いて管理しており、連結会計年度毎に「市場リスク管理方針」及び「市場リスク管理プログラム」を策定し、市場リスク管理の高度化に継続して取り組むなど、牽制機能

を発揮できる管理体制を構築しております。具体的には、市場取引（デリバティブ取引を含む）に関する組織を、取引を執行する部署（フロントオフィス）を市場金融部、勘定処理や取引の照合等を行う部署（バックオフィス）を市場国際管理部に分離するとともに、市場取引に関する組織から独立したモニタリング・リスク管理部署（ミドルオフィス）をリスク統括部として相互牽制する体制としております。

リスク統括部では、半期毎にリスクリミット・損失限度枠等とこれらに対するアラームポイントを設定し、日次でモニタリングを行っており、定期的にリスク量の状況について取締役会、経営会議に報告しております。

また、有価証券投資については、「市場ポートフォリオ基本規程」等に基づき、四半期毎に投資方針の策定を行っております。

（ ）市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「買入金銭債権」の一部、「商品有価証券」、「金銭の信託」、「有価証券」、「貸出金」の一部、「デリバティブ取引」であります。当行グループではこれらの金融資産及び金融負債についてV a Rを算定するに当たって、分散・共分散法（保有期間：10日～6ヶ月、信頼区間：99%、観測期間：1年）を採用しており、リスク特性を十分に勘案し算定しております。

当連結会計年度末における当行グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で18,054百万円（前連結会計年度末は7,781百万円）であります。

当行グループでは、モデルが算定するV a Rと実際の損益を比較するバックテストを実施しており、テスト結果に応じ、使用計測モデルを補強する仕組みを構築しております。ただし、V a Rは過去の市場変動をベースに一定の発生確率のもと統計的に算出した市場リスク量を表しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下においてはリスクを捕捉できない場合があります。

流動性リスクの管理

「流動性リスク管理規程」及び「資金A L M管理規程」等に則り、当行全体の資金管理、円滑な資金繰り遂行、市場環境の監視等を行い、流動性リスクの顕在化の未然防止に努めております。

また、日次でモニタリングを行い、定期的に取締役会、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度（平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金預け金	170,317	170,317	—
(2)コールローン及び買入手形	102,069	102,069	—
(3)買入金銭債権（ 1 ）	3,444	3,444	—
(4)商品有価証券			
売買目的有価証券	27	27	—
(5)金銭の信託	18,892	18,892	—
(6)有価証券			
満期保有目的の債券	11,667	11,711	44
其他有価証券	357,716	357,716	—
(7)貸出金	1,282,171		
貸倒引当金（ 1 ）	19,766		
	1,262,405	1,290,994	28,589
資産計	1,926,539	1,955,172	28,633
(1)預金	1,830,144	1,832,237	2,093
(2)譲渡性預金	29,434	29,434	—
(3)社債	15,000	15,027	27
(4)新株予約権付社債	—	—	—
負債計	1,874,578	1,876,699	2,120
デリバティブ取引（ 2 ）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(264)	(264)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(264)	(264)	—

（ 1 ） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（ 2 ） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注） 連結貸借対照表計上額のうち、その他資産、支払承諾見返、借入金、その他負債につきましては、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金預け金	357,595	357,595	—
(2)コールローン及び買入手形	6,543	6,543	—
(3)買入金銭債権（ １ ）	3,009	3,009	—
(4)商品有価証券			
売買目的有価証券	30	30	—
(5)金銭の信託	19,990	19,990	—
(6)有価証券			
満期保有目的の債券	13,146	13,213	66
その他有価証券	305,095	305,095	—
(7)貸出金	1,297,094		
貸倒引当金（ １ ）	16,972		
	1,280,121	1,305,790	25,668
資産計	1,985,534	2,011,269	25,735
(1)預金	1,860,600	1,861,574	973
(2)譲渡性預金	37,203	37,203	—
(3)社債	15,000	15,131	131
(4)新株予約権付社債	7,000	7,525	525
負債計	1,919,803	1,921,434	1,630
デリバティブ取引（ ２ ）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	147	147	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	147	147	—

- （ １ ） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
- （ ２ ） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。
- （注） 連結貸借対照表計上額のうち、その他資産、支払承諾見返、借入金、その他負債につきましては、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
満期のある預け金については、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、住宅ローン債権信託の受益権証書、貸付債権信託の受益権証書については、取引金融機関から提示された価格によっております。資産流動化の小口債権等（売掛債権等一括支払信託受益権）の時価については、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

市場価格のない私募債（自行保証付を含む）については、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 社債及び(4)新株予約権付社債

当行の発行する社債及び新株予約権付社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約）、債券関連取引（債券先物）であり、割引現在価値により算出した価額、取引所の価格によっております。

なお、ヘッジ会計の適用の有無ごとのデリバティブ取引の注記事項については、「（デリバティブ取引関係）」に記載してあります。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（6）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (平成25年３月31日)	当連結会計年度 (平成26年３月31日)
非上場株式（１）（２）	2,541	2,629
組合出資金（３）	116	52
合計	2,658	2,681

- (１) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (２) 前連結会計年度において、非上場株式について20百万円減損処理を行っております。
当連結会計年度において、非上場株式について12百万円減損処理を行っております。
- (３) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預け金	146,240	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	102,069	—	—	—	—
買入金銭債権	458	—	93	277	600
有価証券(1)	161,702	36,893	74,476	27,530	43,514
満期保有目的の債券	1,100	8,104	2,431	30	—
うち国債	—	6,000	—	—	—
うち社債	1,100	2,104	2,431	30	—
その他有価証券のうち満期があるもの	160,602	28,789	72,045	27,500	43,514
うち国債	155,000	367	50,000	27,500	35,000
うち地方債	277	872	150	—	—
うち社債	5,325	22,567	16,149	—	5,717
その他	—	4,982	5,745	—	2,796
貸出金(2)	220,427	108,957	140,164	111,641	615,795
合計	630,898	145,850	214,733	139,449	659,909

- (1) 有価証券の償還予定額は元本額を記載しておりますが、「その他」に含まれる投資信託については時価額を記載しております。
- (2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない131,473百万円、期間の定めのないもの53,711百万円は含めておりません。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預け金	332,456	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	6,543	—	—	—	—
買入金銭債権	364	—	—	—	292
有価証券（ 1 ）	8,556	112,383	36,409	4,986	125,905
満期保有目的の債券	4,348	4,970	3,827	—	—
うち国債	4,000	2,000	—	—	—
うち社債	348	2,970	3,827	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	4,208	107,413	32,582	4,986	125,905
うち国債	367	90,000	—	—	100,000
うち地方債	373	456	—	—	—
うち社債	3,468	8,716	21,640	4,986	7,735
その他	—	8,241	10,942	—	18,169
貸出金（ 2 ）	161,844	114,167	166,299	126,669	649,011
合計	509,765	226,551	202,709	131,655	775,209

- （ 1 ） 有価証券の償還予定額は元本額を記載しておりますが、「その他」に含まれる投資信託については時価額を記載しております。
- （ 2 ） 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない26,386百万円、期間の定めのないもの52,714百万円は含めておりません。

(注4) 社債及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預金()	1,665,618	143,656	20,869	0	—
譲渡性預金	29,434	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	15,000
新株予約権付社債	—	—	—	—	—
合計	1,695,052	143,656	20,869	0	15,000

() 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預金()	1,741,565	100,989	18,045	0	—
譲渡性預金	37,203	—	—	—	—
社債	—	—	—	15,000	—
新株予約権付社債	—	—	7,000	—	—
合計	1,778,768	100,989	25,045	15,000	—

() 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて記載しております。

(有価証券関係)

- 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」に含まれている貸付債権
信託受益権を含めて記載しております。
- 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
連結会計年度の損益に 含まれた評価差額	0百万円	0百万円

2 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	6,002	6,003	1
	社債	4,215	4,272	57
	小計	10,217	10,276	59
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	1,450	1,434	15
	小計	1,450	1,434	15
合計		11,667	11,711	44

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	3,000	3,000	0
	社債	6,147	6,224	77
	小計	9,147	9,224	77
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	3,001	3,000	0
	社債	998	987	10
	小計	3,999	3,988	10
合計		13,146	13,213	66

3 その他有価証券

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	6,519	4,580	1,939
	債券	153,517	152,570	947
	国債	103,340	102,867	472
	地方債	1,327	1,298	29
	社債	48,849	48,404	445
	その他	23,493	21,464	2,029
	小計	183,531	178,615	4,916
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,678	2,022	344
	債券	168,212	168,354	141
	国債	166,846	166,986	140
	地方債	—	—	—
	社債	1,366	1,367	1
	その他	5,273	5,552	278
	小計	175,164	175,929	764
合計		358,695	354,544	4,151

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	6,700	4,667	2,033
	債券	129,369	129,009	360
	国債	90,395	90,378	16
	地方債	793	778	14
	社債	38,180	37,852	328
	その他	27,367	26,713	653
	小計	163,437	160,390	3,047
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	918	1,136	218
	債券	106,136	106,494	358
	国債	102,380	102,732	352
	地方債	50	50	—
	社債	3,706	3,712	5
	その他	34,896	35,000	103
	小計	141,950	142,631	680
合計		305,388	303,021	2,366

- 4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,584	109	91
債券	1,883,556	3,436	338
国債	1,840,804	3,055	316
地方債	—	—	—
社債	42,752	380	21
その他	3,480	403	7
合計	1,888,621	3,949	437

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	673	76	220
債券	1,462,004	2,881	3,541
国債	1,429,308	2,697	3,519
地方債	—	—	—
社債	32,696	183	22
その他	2,024	24	—
合計	1,464,702	2,981	3,761

6 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、1,680百万円（うち、株式232百万円、その他の証券1,447百万円）であります。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(金銭の信託関係)

1 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	18,892	332

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	19,990	6

2 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	4,151
その他有価証券	4,151
その他の金銭の信託	—
()繰延税金負債	1,221
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,930
()少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	2,930

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	2,366
その他有価証券	2,366
その他の金銭の信託	—
()繰延税金負債	625
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,741
()少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	1,741

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）及び当連結会計年度（平成26年3月31日）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	28	—	0	0
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	30	—	0	0
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）及び当連結会計年度（平成26年3月31日）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	60,101	—	264	264
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	264	264

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2 時価の算定
取引所取引については、東京証券取引所における最終の価格によっております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	115,843	—	147	147
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	147	147

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2 時価の算定
取引所取引については、大阪取引所における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）及び当連結会計年度（平成26年3月31日）

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）及び当連結会計年度（平成26年3月31日）

該当ありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成25年３月31日）及び当連結会計年度（平成26年３月31日）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成25年３月31日）及び当連結会計年度（平成26年３月31日）

該当ありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成25年３月31日）及び当連結会計年度（平成26年３月31日）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成25年３月31日）及び当連結会計年度（平成26年３月31日）

該当ありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

また、連結子会社中2社は退職一時金制度を設けております。

当行は、平成25年4月1日付で現役役員・行員について、確定給付企業年金制度を終了させ、確定拠出年金制度へ移行しております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	金額(百万円)
退職給付債務 (A)	18,968
年金資産 (B)	17,991
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	976
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	—
未認識数理計算上の差異 (E)	2,018
未認識過去勤務債務 (F)	34
連結貸借対照表計上額純額 (G) = (C) + (D) + (E) + (F)	3,029
前払年金費用 (H)	1,904
退職給付引当金 (G) - (H)	4,934

(注) 1 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

2 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	金額(百万円)
勤務費用	517
利息費用	360
期待運用収益	161
過去勤務債務の費用処理額	20
数理計算上の差異の費用処理額	774
会計基準変更時差異の費用処理額	—
その他(企業年金基金標準掛金加入者拠出額)	43
退職給付費用	1,427

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率 1.90%

(2) 期待運用収益率

年金資産 1.32%

退職給付信託 1.10%

(3) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

5年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理)

(5) 数理計算上の差異の処理年数

5年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理)

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行が採用している退職給付制度は、次のとおりであります。

(イ) 確定拠出年金制度(平成25年4月1日以降の退職者に適用)

(ロ) 確定給付企業年金制度(平成25年3月31日以前の退職者に適用)

(ハ) 退職一時金制度

連結子会社2社は、退職一時金制度を設けており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

区分	金額(百万円)
退職給付債務の期首残高	18,968
会計方針の変更に伴う累積的影響額	1,504
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,472
勤務費用	290
利息費用	88
数理計算上の差異の発生額	102
退職給付の支払額	1,101
過去勤務費用の発生額	-
その他(確定拠出年金制度への移行による増減)	5,696
退職給付債務の期末残高	14,158

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

区分	金額(百万円)
年金資産の期首残高	17,991
期待運用収益	125
数理計算上の差異の発生額	3,063
事業主からの拠出額	126
退職給付の支払額	680
その他(確定拠出年金制度への移行による増減)	2,333
年金資産の期末残高	18,294

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

区分	金額(百万円)
積立型制度の退職給付債務	8,584
年金資産	18,294
非積立型制度の退職給付債務	9,709
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,573
	4,136

区分	金額(百万円)
退職給付に係る負債	5,573
退職給付に係る資産	9,709
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,136

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

区分	金額（百万円）
勤務費用	290
利息費用	88
期待運用収益	125
数理計算上の差異の費用処理額	190
過去勤務費用の費用処理額	13
その他	3
確定給付制度に係る退職給付費用	45

(5) その他の包括利益等に計上された項目の内訳

（イ）その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

区分	金額（百万円）
過去勤務費用	13
数理計算上の差異	2,769
合 計	2,755

（ロ）その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

区分	金額（百万円）
未認識過去勤務費用	13
未認識数理計算上の差異	4,553
合 計	4,567

(6) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債 券	46.74%
株 式	41.61%
一般勘定	9.06%
その他	2.57%
合 計	100.00%

(注) 1 年金資産合計には、確定給付企業年金制度に対して設定した退職給付信託が47.94%含まれております。

2 年金資産に関する事項の比率は小数点未満3位以下を切り捨てて表示しております。

長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.60%

長期期待運用収益率 0.88%（年金資産）

0.62%（退職給付信託）

3. 確定拠出制度

当行の確定拠出年金制度への要拠出額は、235百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
営業経費	61百万円	87百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成22年ストック・ オプション	平成23年ストック・ オプション	平成24年ストック・ オプション	平成25年ストック・ オプション
付与対象者の区分 及び人数(名)	当行取締役 6 当行執行役員 5	当行取締役 6 当行執行役員 7	当行取締役 6 当行執行役員 6	当行取締役 6 当行執行役員10
株式の種類別のス tock・オプションの 付与数(株) (注)	普通株式 312,000	普通株式 479,000	普通株式 424,000	普通株式 529,000
付与日	平成22年 7 月 9 日	平成23年 7 月 8 日	平成24年 7 月11日	平成25年 7 月10日
権利確定条件	該当ありません	該当ありません	該当ありません	該当ありません
対象勤務期間	該当ありません	該当ありません	該当ありません	該当ありません
権利行使期間	平成22年 7 月10日 から平成47年 7 月 9日まで	平成23年 7 月 9 日 から平成48年 7 月 8日まで	平成24年 7 月12日 から平成49年 7 月 11日まで	平成25年 7 月11日 から平成50年 7 月 10日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成26年 3 月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成22年ストック・ オプション	平成23年ストック・ オプション	平成24年ストック・ オプション	平成25年ストック・ オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	252,000	400,000	424,000	—
付与	—	—	—	529,000
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	252,000	400,000	424,000	529,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

単価情報

	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション
権利行価格（円）（注）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）（注）	173	142	141	182

（注）1株あたりに換算して記載しております。

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成25年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

（1）使用した評価技法

ブラック・ショールズモデル

（2）主な基礎数値及び見積方法

	平成25年ストック・オプション
予想残存期間（年）（注1）	3.7
算定時点における株価（円）	197
株価変動性（％）（注2）	34.479
予想配当額（円）（注3）	4.0
無リスク利率（％）（注4）	0.198

（注）1 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を採用しております。

2 予想残存期間に対応する期間の株価をもとに算定した、日次ヒストリカル・ボラティリティを採用しております。

3 平成25年3月期における実績配当金額を採用しております。

4 付与日における予想残存期間に対応する期間の国債利回りを採用しております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	9,911百万円	12,604百万円
貸倒引当金	9,733	6,113
有価証券償却	1,956	1,167
退職給付に係る負債	—	952
退職給付引当金	2,915	—
固定資産の減損損失	468	435
睡眠預金払戻損失引当金	390	411
減価償却費	411	375
賞与引当金	361	347
その他有価証券評価差額金	270	240
資産除去債務	111	107
未払事業税	45	26
その他	551	556
繰延税金資産小計	27,128	23,339
評価性引当額	13,225	13,408
繰延税金資産合計	13,902	9,931
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,491	866
退職給付信託設定益	258	258
在外子会社の留保利益金	1	—
その他	34	33
繰延税金負債合計	1,785	1,158
繰延税金資産の純額	12,116百万円	8,773百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率 (調整)	37.7%	37.7%
税率変更による期末繰延税金資産の減額 修正	—	6.9
評価性引当額の増減	29.0	1.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4	1.1
土地再評価差額金	4.4	0.6
住民税均等割額	1.1	0.6
連結納税適用による影響	4.3	2.3
受取配当金等永久に益金に算入されない 項目連結納税適用による影響	3.2	4.4
復興特別法人税分の税率差異	2.1	—
その他	2.5	2.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.7%	44.2%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布となり、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が従来の37.7%から35.3%となります。

また、「地方法人税法」（平成26年法律第11号）が平成26年3月31日に公布となり、地方法人税が創設され平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されることとなりました。これに伴い、平成27年4月1日以降に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率の法人税、地方法人税及び住民税毎の税率内訳が変更となります。

この税率変更及び税率内訳の変更により、繰延税金資産は284百万円減少し、法人税等調整額は284百万円増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約により建物を使用する一部の店舗及び事務所について、退去時に原状回復に係る義務を有していること、また、所有する一部の建物に使用されているアスベストについて除去義務を有していることにより資産除去債務を計上しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を2年から39年と見積もり、割引率は0.165%から2.379%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
期首残高	310百万円	314百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—百万円	3百万円
時の経過による調整額	5百万円	4百万円
資産除去債務の履行による減少額	2百万円	5百万円
その他増減額（は減少）	—百万円	11百万円
期末残高	314百万円	305百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引等 業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	23,502	10,182	6,241	3,606	43,533

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

1 サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引等 業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	22,289	9,624	6,447	3,314	41,676

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(平成25年3月31日)及び当連結会計年度(平成26年3月31日)

該当ありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(平成25年3月31日)及び当連結会計年度(平成26年3月31日)

該当ありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(平成25年3月31日)及び当連結会計年度(平成26年3月31日)

該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(平成25年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	榊 佳弘	-	-	当行 監査役	(被所有) 直接0.00	第三者 与信取引 への保証	当行貸出及び支払承諾の保証(注1)	-	-	-
	鳥谷部眞実	-	-	当行 監査役	(被所有) 直接0.00	第三者 与信取引 への保証	当行貸出の保証(注2)	-	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	マルヨ水産株式会社(注3)	青森県 八戸市	99	水産加工業	(被所有) 直接0.19	与信取引	資金の貸出	82	貸出金	782
							債務の保証	25	支払承諾	51
							利息の受取	1	未収収益	0
	株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫(注4)	青森県 青森市	10	倉庫業	-	与信取引	資金の貸出	35	貸出金	274
							利息の受取	7	未収収益	0
	株式会社ヤマウ鳥谷部商店(注4)	青森県 青森市	34	不動産賃貸業	(被所有) 直接0.01	与信取引	資金の貸出	11	貸出金	11
							利息の受取	0	未収収益	-

- (注) 1 当行は、監査役 榊佳弘より、第三者マルヨ水産株式会社に対する貸出金782百万円のうち710百万円及び支払承諾51百万円のうち33百万円に対して債務保証を受けております。
- 2 当行は、監査役 鳥谷部眞実より、第三者株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫に対する貸出金274百万円及び株式会社ヤマウ鳥谷部商店に対する貸出金11百万円に対して債務保証を受けております。
- 3 マルヨ水産株式会社は、監査役 榊佳弘及びその近親者が議決権の62.1%を保有しております。
- 4 株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫及び株式会社ヤマウ鳥谷部商店は、監査役 鳥谷部眞実及びその近親者が議決権の100.0%を保有しております。
- 5 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般の取引と同様に行っております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	榊 佳弘	-	-	当行 監査役	(被所有) 直接0.00	第三者 与信取引 への保証	当行貸出及び支払承諾 の保証 (注1)	-	-	-
	鳥谷部眞実	-	-	当行 監査役	(被所有) 直接0.00	第三者 与信取引 への保証	当行貸出の 保証(注2)	-	-	-
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	マルヨ水産株式 会社(注3)	青森県 八戸市	99	水産加工業	(被所有) 直接0.19	与信取引	資金の貸出	122	貸出金	904
							債務の保証	25	支払承諾	26
							利息の受取	1	未収収益	0
	株式会社ヤマウ 鳥谷部臨港倉庫 (注4)	青森県 青森市	10	倉庫業	-	与信取引	資金の貸出	42	貸出金	232
							利息の受取	7	未収収益	-
	株式会社ヤマウ 鳥谷部商店 (注4)	青森県 青森市	34	不動産 賃貸業	(被所有) 直接0.01	与信取引	資金の貸出	442	貸出金	453
							利息の受取	6	未収収益	-

- (注) 1 当行は、監査役 榊佳弘より、第三者マルヨ水産株式会社に対する貸出金904百万円のうち880百万円及び支払承諾26百万円のうち20百万円に対して債務保証を受けております。
- 2 当行は、監査役 鳥谷部眞実より、第三者株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫に対する貸出金232百万円及び株式会社ヤマウ鳥谷部商店に対する貸出金453百万円に対して債務保証を受けております。
- 3 マルヨ水産株式会社は、監査役 榊佳弘及びその近親者が議決権の62.1%を保有しております。
- 4 株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫及び株式会社ヤマウ鳥谷部商店は、監査役 鳥谷部眞実及びその近親者が議決権の100.0%を保有しております。
- 5 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般の取引と同様に行っております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度（平成25年3月31日）及び当連結会計年度（平成26年3月31日）

該当ありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（平成25年3月31日）及び当連結会計年度（平成26年3月31日）

該当ありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（平成25年3月31日）及び当連結会計年度（平成26年3月31日）

該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度（平成25年3月31日）及び当連結会計年度（平成26年3月31日）

該当ありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前連結会計年度（平成25年3月31日）及び当連結会計年度（平成26年3月31日）

該当ありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

前連結会計年度（平成25年3月31日）及び当連結会計年度（平成26年3月31日）

該当ありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	381円98銭	407円71銭
1 株当たり当期純利益金額	23円11銭	24円27銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	15円72銭	14円99銭

(注) 1 1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	3,579	3,725
普通株主に帰属しない金額	百万円	282	262
うち定時株主総会決議による 優先配当額	百万円	282	262
うち中間優先配当額	百万円	—	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	3,297	3,463
普通株式の期中平均株式数	千株	142,714	142,711
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 金額			
当期純利益調整額	百万円	282	262
うち優先配当額	百万円	282	262
普通株式増加数	千株	85,040	105,766
うち優先株式	千株	83,963	95,057
うち新株予約権付社債	千株	—	9,230
うち新株予約権	千株	1,077	1,478
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要		—	—

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	74,951	78,680
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	20,434	20,502
うち優先株式の払込金額	百万円	20,000	20,000
うち優先配当額	百万円	282	262
うち新株予約権	百万円	145	232
うち少数株主持分	百万円	7	7
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	54,516	58,178
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	142,720	142,694

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。)を、当連結会計年度末より適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、20円58銭増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率	担保	償還期限
当行	第2回期限前 償還条項付 無担保社債 (劣後特約付)	平成22年7月30日	10,000	10,000	(注1)	なし	平成32年7月29日
当行	第3回期限前 償還条項付 無担保社債 (劣後特約付)	平成22年11月10日	5,000	5,000	(注2)	なし	平成32年11月9日
当行	120%コールオ プション条項 付第1回無担 保転換社債型 新株予約権付 社債 (劣後特約付)	平成25年12月19日	—	7,000	—	なし	平成31年1月31日
合計	—	—	15,000	22,000	—	—	—

- (注) 1 (1) 平成22年7月30日から平成27年7月29日まで 年2.13%
(2) 平成27年7月30日の翌日以降
ロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円Libor + 3.00%
2 (1) 平成22年11月10日から平成27年11月9日まで 年1.83%
(2) 平成27年11月10日の翌日以降
ロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円Libor + 2.78%
3 連結決算日後5年内における償還予定表額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	—	—	—	—	7,000

4 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

新株予約権 行使期間	新株予約権の 発行価額 (円)	株式の発行価格 (円)	発行価額の 総額(百万円)	発行株式	付与割合 %	行使により発行 した株式の発行 価額
平成26年2 月から平成 31年1月ま で	100	214	7,000	普通株式	100	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	2,000	12,000	—	—
借入金	2,000	12,000	0.3	平成29年3月～ 平成31年4月
1年以内に返済予定のリース債務	57	79	—	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,011	1,081	5.0	平成27年4月～ 平成41年3月

(注) 1 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	—	—	10,000	—	—
リース債務 (百万円)	79	83	87	91	74

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
経常収益 (百万円)	12,846	20,501	30,770	41,676
税金等調整前四半期 (当期) 純利益金額 (百万円)	3,235	2,885	5,102	6,685
四半期 (当期) 純利益金額 (百万円)	2,628	2,408	4,034	3,725
1 株当たり四半期 (当期) 純利益金額 (円)	18.42	16.87	28.27	24.27

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円) (は1株当たり四半 期純損失金額)	18.42	1.55	11.40	4.00

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
現金預け金	170,316	357,595
現金	24,076	25,138
預け金	146,240	332,456
コールローン	102,069	6,543
買入金銭債権	1,437	656
商品有価証券	27	30
商品地方債	27	30
金銭の信託	18,892	19,990
有価証券	1,8,14 370,056	1,8,14 318,929
国債	270,186	192,775
地方債	1,327	843
社債	55,881	49,031
株式	14,746	14,254
その他の証券	27,914	62,023
貸出金	2,3,4,5,6,7,9 1,281,237	2,3,4,5,6,7,9 1,296,319
割引手形	4,040	2,979
手形貸付	49,055	49,177
証書貸付	1,091,771	1,111,386
当座貸越	136,370	132,775
外国為替	1,081	1,272
外国他店預け	1,079	1,272
買入外国為替	6 1	-
その他資産	8,129	4,924
前払費用	158	154
未収収益	1,974	1,780
先物取引差金勘定	430	-
金融派生商品	0	147
その他の資産	8 5,565	8 2,841
有形固定資産	10 15,444	10 17,072
建物	3,624	3,937
土地	7,132	7,138
建設仮勘定	397	163
その他の有形固定資産	4,290	5,834
無形固定資産	4,147	3,876
ソフトウェア	2,076	3,568
その他の無形固定資産	2,071	308
前払年金費用	-	4,983
繰延税金資産	11,260	9,776
支払承諾見返	9,435	8,840
貸倒引当金	17,114	14,891
資産の部合計	1,976,421	2,035,919

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当事業年度 (平成26年 3 月31日)
負債の部		
預金	8 1,831,747	8 1,861,551
当座預金	36,446	34,745
普通預金	769,868	799,652
貯蓄預金	51,797	52,135
通知預金	5,571	9,977
定期預金	952,512	942,562
その他の預金	15,550	22,478
譲渡性預金	31,434	40,303
借入金	2,000	12,000
借入金	8,11 2,000	8,11 12,000
外国為替	51	0
外国他店預り	51	0
売渡外国為替	0	0
未払外国為替	0	-
社債	12 15,000	12 15,000
新株予約権付社債	-	13 7,000
その他負債	7,640	9,306
未決済為替借	2	2
未払法人税等	154	80
未払費用	3,497	2,650
前受収益	580	674
先物取引差金勘定	-	35
金融派生商品	264	0
リース債務	1,069	1,161
資産除去債務	314	305
その他の負債	1,756	4,396
賞与引当金	946	970
退職給付引当金	3,026	5,411
睡眠預金払戻損失引当金	1,032	1,163
偶発損失引当金	266	196
再評価に係る繰延税金負債	609	586
支払承諾	9,435	8,840
負債の部合計	1,903,190	1,962,329

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当事業年度 (平成26年 3 月31日)
純資産の部		
資本金	34,167	34,167
資本剰余金	29,748	29,747
資本準備金	19,167	19,167
その他資本剰余金	10,580	10,579
利益剰余金	8,707	10,210
利益準備金	521	692
その他利益剰余金	8,185	9,517
繰越利益剰余金	8,185	9,517
自己株式	2,666	2,671
株主資本合計	69,957	71,455
その他有価証券評価差額金	2,930	1,741
土地再評価差額金	197	161
評価・換算差額等合計	3,127	1,902
新株予約権	145	232
純資産の部合計	73,230	73,590
負債及び純資産の部合計	1,976,421	2,035,919

【損益計算書】

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
経常収益	42,529	40,468
資金運用収益	30,156	29,227
貸出金利息	23,332	22,144
有価証券利息配当金	6,534	6,812
コールローン利息	124	36
預け金利息	137	219
その他の受入利息	26	14
役務取引等収益	5,312	5,462
受入為替手数料	1,706	1,674
その他の役務収益	3,605	3,788
その他業務収益	5,576	2,955
外国為替売買益	53	46
商品有価証券売買益	-	0
国債等債券売却益	3,436	2,890
その他の業務収益	2,086	17
その他経常収益	1,485	2,822
貸倒引当金戻入益	-	1,662
償却債権取立益	104	120
株式等売却益	513	91
金銭の信託運用益	-	156
その他の経常収益	867	792
経常費用	39,477	35,416
資金調達費用	2,335	2,247
預金利息	1,932	1,813
譲渡性預金利息	9	40
コールマネー利息	0	0
借入金利息	32	30
社債利息	303	304
その他の支払利息	57	57
役務取引等費用	3,251	3,078
支払為替手数料	348	346
その他の役務費用	2,903	2,731
その他業務費用	7,692	5,734
商品有価証券売買損	0	-
国債等債券売却損	345	3,541
国債等債券償還損	1,116	13
国債等債券償却	1,447	-
金融派生商品費用	4,782	2,180
営業経費	24,085	23,367
その他経常費用	2,112	987
貸倒引当金繰入額	36	-
貸出金償却	1	2
株式等売却損	91	220
株式等償却	252	12
金銭の信託運用損	878	-
その他の経常費用	1 850	1 751
経常利益	3,052	5,051

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
特別利益	168	1,047
固定資産処分益	-	1
退職給付制度改定益	-	974
移転補償金	168	72
特別損失	179	329
固定資産処分損	135	247
減損損失	43	81
税引前当期純利益	3,041	5,770
法人税、住民税及び事業税	16	111
法人税等調整額	103	2,589
法人税等合計	120	2,478
当期純利益	3,161	3,291

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	34,167	19,167	10,603	29,771	351	5,901	6,252
当期変動額							
剰余金の配当						854	854
利益準備金の積立					170	170	—
当期純利益						3,161	3,161
自己株式の取得							
自己株式の処分			23	23			
土地再評価差額金の取崩						147	147
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	23	23	170	2,284	2,455
当期末残高	34,167	19,167	10,580	29,748	521	8,185	8,707

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,704	67,486	1,686	345	1,340	104	66,250
当期変動額							
剰余金の配当		854					854
利益準備金の積立							—
当期純利益		3,161					3,161
自己株式の取得	6	6					6
自己株式の処分	44	21					21
土地再評価差額金の取崩		147		147	147		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			4,616		4,616	40	4,656
当期変動額合計	38	2,470	4,616	147	4,468	40	6,979
当期末残高	2,666	69,957	2,930	197	3,127	145	73,230

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	34,167	19,167	10,580	29,748	521	8,185	8,707
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	972	972
会計方針の変更を反映した当期首残高	34,167	19,167	10,580	29,748	521	7,213	7,735
当期変動額							
剰余金の配当						852	852
利益準備金の積立					170	170	—
当期純利益						3,291	3,291
自己株式の取得							
自己株式の処分			0	0			
土地再評価差額金の取崩						36	36
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	0	0	170	2,304	2,475
当期末残高	34,167	19,167	10,579	29,747	692	9,517	10,210

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,666	69,957	2,930	197	3,127	145	73,230
会計方針の変更による累積的影響額	—	972	—	—	—	—	972
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,666	68,985	2,930	197	3,127	145	72,258
当期変動額							
剰余金の配当		852					852
利益準備金の積立		—					—
当期純利益		3,291					3,291
自己株式の取得	6	6					6
自己株式の処分	1	0					0
土地再評価差額金の取崩		36		36	36		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,188		1,188	87	1,101
当期変動額合計	4	2,469	1,188	36	1,225	87	1,331
当期末残高	2,671	71,455	1,741	161	1,902	232	73,590

【注記事項】

【重要な会計方針】

1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 : 3年～50年

その他 : 2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年～8年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

5 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、要注意先債権のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者で、債務者単体またはグループでの与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上することとしております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。また、破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、平成22年事業年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額し

ておりましたが、平成23年事業年度から直接減額を行っておりません。当事業年度末における平成22年事業年度までの当該直接減額した額の残高は6,945百万円（前事業年度末は15,218百万円）であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の費用処理方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法

により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額

法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

8 ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号）に基づき、原則として繰延ヘッジを適用しております。

なお、当事業年度において当該ヘッジ会計の適用となる取引はありません。

9 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(3) 連結納税制度の適用

当行及び一部の連結子会社は、当行を連結納税親法人として、連結納税制度を適用しております。

【会計方針の変更】

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。）が平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度よりこれらの会計基準等を適用しております。

これにより、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を見直し、平均残存勤務期間に対応する単一年数の債券利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の債券利回りを基礎として決定する方法へ変更（以下「期間帰属方法及び割引率決定方法の変更」という。）しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従って、当事業年度の期首において、期間帰属方法及び割引率決定方法の変更に係る影響額については、期首利益剰余金へ加減しております。

この結果、当事業年度の期首の利益剰余金が972百万円減少しております。

【表示方法の変更】

配当制限に関する注記については、該当する条文が削除されたため、記載しておりません。

なお、以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第42条に定める事業用土地の再評価に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める一株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める一株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の3の2に定める減損損失に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

【追加情報】

（確定拠出年金制度への移行）

当行は、退職給付制度として、確定給付企業年金制度を設けておりましたが、平成25年4月1日に開始する事業年度の期首から現役役員・行員について確定給付企業年金制度を終了させ、確定拠出年金制度へ移行しております。

これにより、当事業年度において特別利益974百万円を計上しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
株式	4,017百万円	4,007百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
破綻先債権額	1,528百万円	3,349百万円
延滞債権額	30,028百万円	23,004百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	—百万円	—百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
貸出条件緩和債権額	4,864百万円	4,890百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
合計額	36,421百万円	31,244百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
	4,041百万円	2,979百万円

7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
	2,000百万円	1,500百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	30,093百万円	30,009百万円
その他の資産	31百万円	31百万円
計	30,124百万円	30,040百万円
担保資産に対応する債務		
預金	697百万円	6,457百万円
借入金	—百万円	10,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
有価証券	48,460百万円	48,242百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
保証金	420百万円	407百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
融資未実行残高	216,967百万円	221,005百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	214,467百万円	213,582百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
圧縮記帳額	2,542百万円	2,498百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
劣後特約付借入金	2,000百万円	2,000百万円

12. 社債は、劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
劣後特約付社債	1,500百万円	1,500百万円

13. 新株予約権付社債は劣後特約付新株予約権付社債であります。

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当事業年度 (平成26年 3 月31日)
劣後特約付新株予約権付社債	—百万円	7,000百万円

14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当事業年度 (平成26年 3 月31日)
	5,665百万円	7,145百万円

15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当事業年度 (平成26年 3 月31日)
	—百万円	—百万円

(損益計算書関係)

1. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	602百万円	409百万円
債権売却損	2百万円	8百万円

(有価証券関係)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当事業年度 (平成26年 3 月31日)
子会社株式	4,017	4,007

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	9,745百万円	12,450百万円
貸倒引当金	8,791	5,284
退職給付引当金	2,914	2,582
有価証券償却	1,956	1,167
固定資産の減損損失	468	435
睡眠預金払戻損失引当金	390	411
減価償却費	411	374
賞与引当金	357	343
その他有価証券評価差額金	270	240
資産除去債務	111	107
未払事業税	35	13
その他	539	545
繰延税金資産小計	25,991	23,958
評価性引当額	12,946	13,023
繰延税金資産合計	13,044	10,934
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,491	866
退職給付信託設定益	258	258
その他	34	33
繰延税金負債合計	1,784	1,158
繰延税金資産の純額	11,260百万円	9,776百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	37.7%	37.7%
(調整)		
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	7.3
評価性引当額の増減	37.9	1.9
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7	1.3
土地再評価差額金	5.5	0.7
住民税均等割等	1.3	0.7
連結納税適用による影響	3.4	1.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	7.9	7.2
復興特別法人税分の税率差異	2.8	—
その他	3.1	2.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.9%	42.9%

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年３月31日に公布となり、平成26年４月１日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が従来の37.7%から35.3%となります。

また、「地方法人税法」（平成26年法律第11号）が平成26年３月31日に公布となり、地方法人税が創設され平成26年10月１日以後に開始する事業年度から適用されることとなりました。これに伴い、平成27年４月１日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率の法人税、地方法人税及び住民税毎の税率内訳が変更となります。

この税率変更及び税率内訳の変更により、繰延税金資産は244百万円減少し、法人税等調整額は244百万円増加しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	14,009	742	402 (13)	14,348	10,411	268	3,937
土地	7,132 <568>	49 <—>	43 (—) <10>	7,138 <558>	—	—	7,138
建設仮勘定	397	745	980	163	—	—	163
その他の有形固定資産	9,300 <237>	2,815 <8>	671 (67) <56>	11,444 <189>	5,610	838	5,834
有形固定資産計	30,839 <806>	4,353 <8>	2,098 (81) <66>	33,094 <747>	16,022	1,106	17,072
無形固定資産							
ソフトウェア	6,128	2,546	695	7,979	4,411	1,015	3,568
その他の無形固定資産	2,246	590	2,330	506	198	23	308
無形固定資産計	8,374	3,137	3,025	8,486	4,609	1,038	3,876

(注1) 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

(注2) 「土地」及び「その他の有形固定資産」の「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」欄における< >内は土地再評価差額(税効果控除前)の内書きであります。また、土地再評価差額(税効果控除前)の増加及び減少は保有目的の変更による振替、土地の売却及び減損損失の計上によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	17,114	14,981	561	16,553	14,891
一般貸倒引当金	6,385	6,001	—	6,385	6,001
個別貸倒引当金	10,729	8,889	561	10,168	8,889
うち非居住者向け債権分	192	58	—	192	58
賞与引当金	946	970	946	—	970
睡眠預金払戻損失引当金	1,032	1,163	278	754	1,163
偶発損失引当金	266	196	—	266	196
計	19,360	17,221	1,785	17,574	17,221

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金 洗替による取崩額
 個別貸倒引当金 洗替による取崩額
 うち非居住者向け債権分 洗替による取崩額
 睡眠預金払戻損失引当金 洗替による取崩額
 偶発損失引当金 洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	154	183	257	—	80
未払法人税等	41	49	49	—	41
未払事業税	112	134	208	—	38

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り および買増し	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	売買手数料相当額を買取・買増単元未満株式の数で按分した額
公告掲載方法	当行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、青森県青森市において発行する東奥日報および東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。 なお、電子公告は当行のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.michinokubank.co.jp/
株主に対する特典	カタログギフト

(注) 1. 当行は、単元未満株式を有する株主の権利につき、定款で下記のとおり定めております。

当銀行の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

2. 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年6月9日 法律第88号）の施行に伴い、単元未満株式の買取・売渡を含む株式の取扱は、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっています。但し、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関である株式会社三井住友信託銀行が直接取り扱います。

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当行は、法24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第41期) (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) 平成25年6月25日 関東財務局長に提出。

(2) 訂正有価証券報告書及び確認書

事業年度(第41期) (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) 平成25年12月4日 関東財務局長に提出。

(3) 内部統制報告書

事業年度(第41期) (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) 平成25年6月25日 関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

第42期第1四半期 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日) 平成25年8月9日 関東財務局長に提出。

第42期第2四半期 (自平成25年7月1日 至平成25年9月30日) 平成25年11月26日 関東財務局長に提出。

第42期第3四半期 (自平成25年10月1日 至平成25年12月31日) 平成26年2月7日 関東財務局長に提出。

(5) 訂正四半期報告書及び確認書

第42期第1四半期 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日) 平成26年2月10日 関東財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書及びその添付書類

劣後特約付新株予約権付社債の発行 平成25年12月4日 関東財務局長に提出。

(7) 有価証券届出書の訂正届出書

訂正届出書(上記(6)の有価証券届出書の訂正届出書) 平成25年12月11日 関東財務局長に提出。

(8) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定による(株主総会における議決権行使の結果の開示に伴う提出) 平成25年6月28日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定による(債権の取立不能又は取立遅延のおそれの発生に伴う提出) 平成25年10月1日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定による(特定子会社の異動に伴う提出) 平成26年2月25日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 6 月25日

株 式 会 社 み ち の く 銀 行
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 村 田 賢 治

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 窪 寺 信

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社みちのく銀行の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社みちのく銀行が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年 6 月25日

株 式 会 社 み ち の く 銀 行
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	村 田 賢 治
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	窪 寺 信

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みちのく銀行の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。